

第1回上越市同和对策等審議会 次第

日時：2022年11月10日（木）14時00分～

場所：上越文化会館 大会議室（4階）

1 開 会

2 会長挨拶

3 部長挨拶

4 議 事

(1) 協議事項

第5次人権総合計画実施計画について

(2) その他

5 閉 会

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画
(第5次人権総合計画)

令和4年度 実施計画

令和4年11月

上越市 自治・市民環境部 共生まちづくり課 人権・同和対策室

上越市第5次人権総合計画実施計画 2022(R4)年度実施事業の目標達成状況【総括表】

施策の目標	目的達成のための施策	事業数		A:計画達成		B:計画をほぼ達成(80%程度)		C:計画未達成		D:事業なし		達成(A、B)の割合
		R4(見込み)		R4	再掲	R4	再掲	R4	再掲	R4	再掲	R4
		再掲	合計	(見込み)		(見込み)		(見込み)		(見込み)		
第2章 プライバシーの権利保護	第1節 個人情報の保護	5	0	5								100.0%
	第2節 人権侵害の救済	5	0	5								
第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決	第1節 人権擁護の確立	6	1	6	1							97.8%
	第2節 人権教育・啓発の推進	29	4	27	4	1				1		
	第3節 社会参画の推進	4	3	4	3							
	第4節 雇用の促進・産業の振興	4	1	4	1							
	第5節 社会福祉の充実	1	1	1	1							
	第6節 生活環境の改善	2	1	2	1							
第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現	第1節 人権擁護の確立	6	5	6	5							100.0%
	第2節 人権教育・啓発の推進	10	5	10	5							
	第3節 社会参加の推進	22	4	22	4							
	第4節 雇用の促進・産業の振興	9	0	8		1						
	第5節 社会福祉の充実	3	0	3								
第5章 男女共同参画社会の実現	第1節 人権擁護の確立	4	3	4	3							92.3%
	第2節 人権教育・啓発の推進	4	3	4	3							
	第3節 社会参画の推進	4	3	3	2			1	1			
	第4節 職業の安定と雇用の促進	7	1	5	1	1		1				
	第5節 社会福祉の充実	7	2	7	2							
第6章 外国人市民の人権保障の実現	第1節 人権擁護の確立	1	0	1								96.3%
	第2節 人権教育・啓発の推進	15	1	11	1	3				1		
	第3節 社会参画の推進	10	3	10	3							
	第4節 職業の安定と雇用の促進	1	1	1	1							
第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実	第1節 人権擁護の確立	4	3	3	2	1	1					95.0%
	第2節 人権教育・啓発の推進	5	3	5	3							
	第3節 社会参加の推進	5	1	4	1	1						
	第4節 社会福祉の充実	6	1	4	1	1		1				
第8章 子どもの人権の確保	第1節 人権擁護の確立	16	1	16	1							100.0%
	第2節 人権教育・啓発の推進	10	8	10	8							
	第3節 社会参加の推進	13	0	12		1						
	第4節 社会福祉の充実	22	8	21	8	1						
第9章 様々な人権問題への対応	1 新型コロナウイルス感染者等に対する偏見や差別	5	2	5	2							100.0%
	2 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別	3	0	3								
	3 ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別	3	2	3	2							
	4 難病患者に対する偏見や差別	3	1	3	1							
	5 犯罪被害を受けた人への人権侵害	2	0	2								
	6 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別	4	3	4	3							
	7 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別	3	3	3	3							
	8 インターネットによる人権侵害	5	2	5	2							
	9 北朝鮮当局による拉致問題	2	1	2	1							
	10 新潟水俣病患者に対する偏見や差別	2	1	2	1							
合 計			272	256	80	11	1	3	1	2	0	98.2%
			190	176		10		2		2		97.9%
	(再掲を除く)			92.6%		5.3%		1.1%		1.1%		

1 R4年度の評価「C」

No.	事業コード	担当課	実施施策	事業計画	評価理由	関係ページ
1	第5章 第3節-(2)	男女共同参画推進センター	女性登用率の向上	女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼	R4年度末時点の審議会等における女性委員の登用率は、R3年度末と比較し、0.7ポイント減の27.5%であったため	P17
2	第5章 第4節-(1)	産業政策課	女性の職業能力の開発・育成の支援	結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催	新型コロナウイルス感染症の影響により、当該セミナーを中止したため	P18
3	第7章 第4節-(4)	高齢者支援課	介護相談員派遣事業の実施	介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣する。 訪問回数：96回	新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣事業を中止したため	P25

2 R4年度の評価「D」

No.	事業コード	担当課	実施施策	事業計画	評価理由	関係ページ
4	第3章 第2節-1-(3)	人権・同和対策室	市民意識調査の実施	調査なし（次回、R7年度予定）	5年毎に市民意識調査を実施する計画であり、R4年度は当該年度ではないため	P4
5	第6章 第2節-1-(4)	共生まちづくり課	国際交流ボランティアの養成	養成講座の休講	国際交流ボランティアを一定数確保できたことから、講座は隔年実施とし、R4年度は休講としたため	P20

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第2章 プライバシーの権利保護

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画	
具体的な施策(目的)									
実施施策									
第1節 個人情報の保護									
-	(1)上越市個人情報保護条例の適正な運用 市民の基本的な人権の保障を図るため、個人情報は原則として直接本人から収集するものとし、市が保有する個人情報の保護と自己情報の開示、訂正、削除、中止の請求権を保障します。(令和5年度から個人情報保護法に基づき運用)	総務管理課	・情報公開・個人情報保護制度等審議会の開催(5回) ・個人情報保護条例に基づき適正な開示等を行う。	・情報公開・個人情報保護制度等審議会の開催し、情報公開制度の適切な運用と個人情報の適切な管理を行った(5回開催)。	A	継続	・R5年度から個人情報保護法により、国の機関、地方公共団体、民間事業者及び独立行政法人が全国的な共通ルールにより個人情報を管理・運用する制度に移行	・情報公開・個人情報保護制度等審議会の開催(3回) ・個人情報保護法に基づき適正な開示等を行う。	
	(2)上越市情報公開条例の適正な運用 上越市情報公開条例の運用に当たっては、個人情報の保護に最大限配慮します。	総務管理課	・情報公開条例に基づき個人情報の保護に配慮した適正な公開等を行う。	・個人情報保護条例に基づき適切な開示を行った(請求件数:76件)。	A	継続		・情報公開条例に基づき個人情報の保護に配慮した適正な公開等を行う。	
	(3)市職員の資質の向上 市民の個人情報の保護の徹底を図るため、差別性を見抜き、的確な対応ができるように研修を実施し、職員の資質の向上に取り組みます。	総務管理課	・5月に新規職員研修、8月に各課等の文書主任又は副任向けの一般職員研修を実施するとともに、12月にも係長級と主任級向けの一般職員研修を実施する。	・5月に新規職員研修、7月に各課等の文書主任又は副任向けの一般職員研修を実施するとともに、12月にも係長級と主任級向けの一般職員研修を実施した。	A	継続		・5月に新規職員研修、8月に各課等の文書主任又は副任向けの一般職員研修を実施するとともに、12月にも係長級と主任級向けの一般職員研修を実施する。	
	(4)民間事業者に対する指導 市から個人情報の取扱いに係る業務の委託を受けた事業者及び指定管理者が市民の個人情報を適正に取り扱うよう義務付けるとともに、市民から問題提起がなされた場合は、調査及び検討を行的に確に対応します。	総務管理課	・市ホームページにおいて個人情報保護制度を周知する。	・市ホームページにおいて個人情報保護制度を周知した。	A	継続		・市ホームページにおいて個人情報保護制度を周知する。	
	(5)戸籍謄本等の不正取得の防止 戸籍謄本等の不正取得を防止するため、「戸籍法」及び「住民基本台帳法」に基づき本人確認を適切かつ厳格に行います。また、市民に事前登録型本人通知制度への登録を促し、個人の権利侵害の防止に取り組みます。	市民課	・申請や届出時の本人確認及び適正な内容審査の徹底 ・庁内及び商業施設に設置してある行政情報のモニターによる本人通知制度の広報 ・市民課内に本人通知制度の事前登録のポスターを掲示 ・マイナンバーカード出張申請や各種研修会における本人通知制度のチラシの配布、広報上越等への掲載による制度の周知促進 ・市職員への制度の周知及び個別の登録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による事前登録者への通知 ・各種セミナーやラジオ放送、会議等での啓発	・本人確認を徹底し、申請・届出内容についても厳格な審査を行い不正防止に努めた。 ・本人通知制度について、ラジオ放送(広報)ステーションへの出演、広報上越への掲載ほか、マイナンバーカード出張受付時やワクチン接種会場でチラシを配布するなど制度周知に努めた。また、市職員にはグループウェアで制度周知及び登録を促した。 ・さらに新たな取組として、木田第一庁舎のモニター及び商業施設の「わが街NAVI」による行政情報の放映を利用し、周知を図った(登録者数:2,247人)。 ・住民票等の発行履歴を確認し、確実に通知することにより、制度的な運用を図った。	A	継続		・申請や届出時の本人確認及び適正な内容審査の徹底 ・各種セミナーやラジオ放送、会議等での啓発 ・市民課、庁内及び商業施設に設置してある行政情報のモニターによる本人通知制度の広報 ・各種研修会等における本人通知制度のチラシの配布、広報上越等への掲載による制度の周知促進 ・市職員への制度の周知及び個別の登録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による事前登録者への通知	
第2節 人権侵害の救済									
-	(1)相談窓口の利用促進 新潟地方方法務局上越支局や上越市人権擁護委員協議会と連携を図りながら、的確に相談対応するとともに、相談窓口の利用について広報上越や市ホームページなどを通じて、市民に周知します。	人権・同和対策室	・法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 ・特設人権相談所の開設に市施設を提供する(16回)。	・法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。 ・特設人権相談所の開設に市施設を提供した(16回)。	A	継続		・法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 ・特設人権相談所の開設に市施設を提供する(16回)。	
	(2)女性相談の実施と支援体制の整備 男女共同参画推進センターに女性相談窓口を設置して様々な相談に対応するとともに、安全確保など関係機関と連携して支援に取り組みます。	男女共同参画推進センター	・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	・女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:3,000件 相談実人員:250人 ・広報上越やウイズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネル等で相談窓口の設置情報を市民に提供した。 ・DV庁内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催)。	A	継続		・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	
	(3)障害のある人及び高齢者に関する相談支援の実施 福祉に関する様々な相談に対応し、障害のある人や高齢者への虐待の相談についても、関係機関と連携し、早期支援に取り組みます。 また、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護が適切に行われるように、成年後見制度に関する相談についても的確に対応します。	すこやかなくらし包括支援センター 福祉課	・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受け入れの実施	・すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 ・地域生活支援拠点等において月2回の連携会議を実施し、相談支援事業所等への支援や緊急時の受け入れについて、連携した取組を実施した。	A	継続		・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活支援拠点等において、相談支援事業所等への支援や緊急時の受け入れについて連携した取組を実施。	

第5次人権総合計画での位置付け			2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)		担当課						
実施施策								
—	(4)子どもの虐待に関する相談支援の実施 子どもの虐待に関する相談に対応し、保護者の不安や負担の軽減を図ります。 また、保育園や小・中学校、児童相談所、警察署等と連携し、子どもの虐待の早期発見に取り組むとともに、虐待が疑われる事案が発生した場合は、的確な支援を行います。		すこやか なくらし包 括支援セ ンター	・子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応	A	継続		・子どもの育ちに関する相談の実施 ・子どもの虐待の早期発見・早期支援の実施
	(5)外国人市民に関する相談支援の実施 外国人の人権に配慮し、生活をしていく上での外国人市民特有の相談に応じるため、関係機関や民間団体・組織との連携により的確に対応します。		共生まち づくり課	・外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 相談方法:対面・電話・メール・オンライン	・外国人相談窓口を開設し、外国人市民が安心・安全な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 相談方法:対面・電話・メール・オンライン 相談件数:300件	A	継続	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
第1節 人権擁護の確立								
1 部落差別事件等への対応								
(1) 庁内関係課の連携 「同和対策等推進会議」など庁内関係課が連携し、差別事件の発生を未然に防ぎます。差別事件が発生した場合には、関係課が主体的に被害者の人権擁護に取り組むとともに、事実関係を正しく把握してその要因を分析し、事実を明らかにします。	人権・同和対策室	・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を実施する(6回)。 ・市及び市教育委員会が管理する古絵図や歴史資料等について、市職員に人権・同和問題に配慮した適正な取扱いを徹底させるとともに、差別事件発生時には的確に対応する。	・連携会議を実施し、差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有を行った(6回)。 ・市及び市教育委員会が管理する古絵図や歴史資料等について、市職員に適正な取扱いを周知・徹底した。	A	継続		・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を実施する(6回)。 ・市及び市教育委員会が管理する古文書や歴史資料等について、市職員に人権・同和問題に配慮した適正な取扱いを徹底させるとともに、差別事件発生時には的確に対応する。	
(2) 連携した相談業務と相談窓口の利用促進 新潟地方法務局上越支局や上越人権擁護委員協議会と連携を図りながら、的確な相談業務を行うとともに、相談窓口の利用について広報上越や市ホームページなどを通じて、市民に周知します。	人権・同和対策室	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 (再)特設人権相談所の開設に市施設を提供する(16回)。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。 (再)特設人権相談所の開設に市施設を提供した(16回)。	A	継続		(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。 (再)特設人権相談所の開設に市施設を提供する(16回)。	
(3) 被差別部落の人々がもっている課題の把握 被差別部落の人々の顕在化していない課題や新たに生じた課題などを把握するため、日頃から関係者との交流や意思疎通を図ります。	人権・同和対策室	・被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。	・部落解放同盟上越支部に月2回程度訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行った。	A	継続		・被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。	
(4) 啓発活動の実施 市民一人ひとりが差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会、展示資料などを通じて市民に啓発します。	人権・同和対策室	・人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を実施する(7回)。 ・新潟県人権教育研究会(市共催)の開催を支援するとともに、開催時に「水平社宣言」の関連パネルを展示する(10月15日)。 ・東本町小学校同和教育研修会(市共催)の開催を支援する(11月11日)。 ・公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する。 ・12月の人権週間に合わせて、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 ・人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 ・人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(400冊)。	・人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施した(7回、100人)。 ・第3回新潟県人権教育研究会実行委員会の主催(市・市教育委員会共催)で同研究会が実施され、人権・同和対策室など4課が事務局として、「水平社宣言」のパネル展示を含めて開催を支援した(10月15日)。 ・東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)で同教育研修会が実施され、開催を支援した(11月11日)。 ・市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に「公正な採用選考に向けた研修会」を実施した(8月26日)。 ・市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 ・人権啓発用リーフレットを市民に配布した(600部)。 ・人権啓発用町内回覧板を希望町内会に配布した(320冊)。	A	継続		・人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する。 ・東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同和教育研修会の開催を支援する(11月)。 ・公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 ・12月の人権週間に合わせて、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 ・人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 ・人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。	
	歴史博物館	・教育委員会の人権・同和問題担当職員及び転入教職員(管理職、担当教諭、新規採用)向け同和問題研修会の開催(3回) ・希望する市内小中学校教職員向け研修会の開催	・学校教育課と連携し、小中学校及び教育委員会の職員対象(学校管理職、人権教育担当教諭、市教育委員会職員、上越教育事務所職員)の同和問題研修会を行った(3回)。 実施日:5月6日、12日、17日 参加数:延べ75人 ・高田商業高校の依頼により、同校教職員の同和問題研修会を行った。 実施日:8月24日 参加数:10人	A	継続		・教育委員会の人権・同和問題担当職員及び転入教職員(管理職、担当教諭、新規採用)向け同和問題研修会の開催 ・希望する市内小中学校教職員向け研修会の開催	
(5) モニタリングの実施 情報社会の進展に伴い深刻化しているインターネット上における悪質な差別記事に対し、早期発見及び拡散防止を図ることを目的に、モニタリング(監視)事業を実施します。	人権・同和対策室	・インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みや動画を中心に、週1回(30分程度)の頻度で定期的に監視するとともに、発見した際は、削除に向けて法務局に削除要請等を行う。	・インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みや動画を中心に、週1回(30分程度)の頻度で定期的に監視するとともに、発見した際は、削除に向けて法務局に削除要請等を行う。	A	継続		・インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みや動画を中心に、週1回(30分程度)の頻度で定期的に監視するとともに、発見した際は、削除に向けて法務局に削除要請等を行う。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
第2節 人権教育・啓発の推進								
1 市民への人権啓発								
(1)市職員の資質の向上 市職員一人ひとりが同和問題を理解し、自らの職務や地域社会の中で人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を養うことができるよう、計画的に職員研修を実施します。		人権・同和対策室	・人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。	・人権問題全般の現状・課題等をテーマに新規採用職員研修を実施した(5月12日、4人参加)。なお、係長級職員及び所属長職員の研修は2月に実施予定。	A	継続		・人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。
		社会教育課	・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	・7月1日、5日に教育委員会職員、市議会議員及び市教委関係委員を対象とした現地学習会を開催した(受講者104人)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、職員については新任者等を中心として実施した。	B	継続		・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催
(2)関係機関、団体の活動支援 関係機関、団体等の職員に対し同和教育の指導者としての資質向上を図ることを目的に、白山会館で学習会を行います。また、要請に応じて講師を派遣し、講話会や研修会を実施します。		社会教育課	・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師派遣事業(要望により派遣)	・教職員等を対象とした現地学習会を65回程度開催予定(8月末時点、50回開催済み)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1回の参加人数を35人以下とした。また、夏季休業中は参加校を上越市内の小・中学校に限定した。 ・講師派遣事業を1回開催した(8月末時点)。	A	継続		・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師派遣事業(要望により派遣)
(3)市民意識調査の実施 同和問題に関する啓発・教育の成果と課題を明確にして、今後の施策の方向性を検討するため、定期的に市民意識調査を実施します。		人権・同和対策室	・調査なし(次回、R7年度予定)	・調査なし(次回、R7年度予定)	D	継続		・調査なし(次回、R7年度予定)
(4)市民への啓発と支援 市民一人ひとりが部落差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会などを通じて市民に啓発します。		人権・同和対策室	(再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を実施する(7回)。 (再)新潟県人権保育研究会(市共催)の開催を支援するとともに、開催時に「水平社宣言」の関連パネルを展示する(10月15日)。 (再)東本町小学校同和教育研修会の開催(市共催)を支援する(11月11日)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(400冊)。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施した(7回、100人)。 (再)第3回新潟県人権保育研究会実行委員会の主催(市・市教育委員会共催)で同研究会が実施され、人権・同和対策室など4課が事務局として、「水平社宣言」のパネル展示を含めて開催を支援した(10月15日、350人)。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)で同教育研修会が実施され、開催を支援した(11月11日)。 (再)市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に「公正な採用選考に向けた研修会」を実施した(8月26日)。 (再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 (再)人権啓発用リーフレットを市民に配布した(600部)。 (再)人権啓発用町内回覧板を希望町内会に配布した(320冊)。	A	継続		(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同教育研修会の開催を支援する(11月)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。
(5)県及び各関係機関・団体との連携 市民の学習機会を充実させるため、新潟県方法務局上越支局や新潟県、上越教育事務所、上越人権擁護委員協議会などと連携し、実施する事業などの情報を効果的に周知します。		人権・同和対策室	・関係機関や団体等が実施する人権講演会等の情報について、市ホームページや広報上越への掲載、機会を捉えての案内チラシの配布などにより、市民に周知する。	・県や県人権・同和センターが主催の人権・同和問題に関する講演会などの開催情報について、市ホームページや広報上越12月号への掲載、及び各種研修の場でのチラシ配布や場内アナウンスなどにより、市民に提供した。	A	継続		・関係機関や団体等が実施する人権講演会等の情報について、市ホームページや広報上越への掲載、機会を捉えての案内チラシの配布などにより、市民に周知する。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
2 就学前教育における人権教育、同和教育の推進								
(1)人権教育、同和教育の推進 教育・保育目標に人権教育、同和教育の視点を位置付け、幼稚園や保育園、認定こども園において、どの子どもも伸びやかに育つよう取り組みます。		学校教育課	・どの子どもにとっても安心して過ごせる園であること、困り感のある園児、その背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を園訪問の折に指導を行う。 ・園や保護者の相談に応じる。	・定期公開等の折に、担当指導主事が訪問し、どの子どもも安心して過ごせる園であること、困り感のある園児、保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等の指導を行った。 ・園や保護者の相談に応じ、子どもたちが伸びやかに育つためのよりよい方策を共に検討した。	A	継続		・どの子どもにとっても安心して過ごせる園であること、困り感のある園児、その背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を園訪問の折に指導を行う。 ・園や保護者の相談に応じる。
		保育課	・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。	・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。	A	継続		・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。
(2)教育環境の整備と地域との連携 子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状に対応するため、教育環境の整備と地域との連携を進めます。		学校教育課	・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会を推進するよう促す。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成のための、園の取組や行事の案内・情報提供・発信を促す。	・コロナ禍であったが、学校運営協議会だけでなく、生活科や総合的な学習の時間、学校行事などに地域の方が参加し、地域全体で子どもの育ちを見守り、意味付ける取組がコロナ禍前のように増えてきた。	A	継続		・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会を推進するよう促す。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成のための、園の取組や行事の案内・情報提供・発信を促す。
		保育課	・「地域活動事業」を通じ、行事等において地域住民との交流を行う。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、行事内容に制限を設けた中で工夫しながら、幅広い年齢層の地域住民と子どもたちとの交流を図った。	A	継続		・「地域活動事業」を通じ、行事等において地域住民との交流を行う。
		すこやかなくらし包括支援センター	・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催	・6月に要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、各関係機関と児童虐待の現状を共有するとともに、活動内容や連携体制を確認した。	A	継続		・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催
(3)育成環境づくりの推進 子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを推進します。		こども課	・広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。 ・市立小学校1年～中学校3年の児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ子どもの権利学習テキスト『えがお』を送付し、「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施する。 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を開催する。	・広報上越11月号、11月9日放送のエフエム上越および市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行った。 ・市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付した。 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を開催した。	A	継続		・広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。 ・市立小学校1年～中学校3年の児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ子どもの権利学習テキスト『えがお』を送付し、「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施する。 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を開催する。
		保育課	・園児からの訴えや保護者からの育児相談等についての対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会に参加する。	・10月27日開催の「子どもの権利及び児童虐待防止に関する研修会」に参加し、職員間で共有を図った。	A	継続		・園児からの訴えや保護者からの育児相談等についての対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会に参加する。
		すこやかなくらし包括支援センター	・関係者の連絡会議の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計14回	・関係機関と定期的に情報の共有を図り、支援方針を確認しながら、緊急度判定に沿った指導・支援を行った。 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計14回	A	継続		・関係者の連絡会議の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック合計14回

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
	(4)教職員、保育関係職員の資質の向上 人権教育、同和教育の意義を理解し、自らの職務や地域社会の中で人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を養うことができるよう、子どもと関わりの深い業務に従事している職員の研修を実施し、教職員、保育関係職員の資質の向上に取り組みます。	学校教育課	・現地研修会及び県同和教育研究会等への参加促進	・現地研修会へは全ての学校が参加した。 ・8月に実施された県同和教育研究会(新潟市)への参加を促し45人の参加があった。	A	継続	・現地研修会及び県同和教育研究会等への参加促進	
		こども課	・子どもの権利に関する職員研修会の開催	・子どもの権利に関する職員研修会を9月27日開催し、74人の参加があった。	A	継続	・子どもの権利に関する職員研修会の開催	
		保育課	・小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会へ参加する。	・11月11日に東本町小学校の人権教育・同和教育研修会が開催され、保育園職員が参加した。	A	継続	・小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会へ参加する。	
		すこやかなくらし包括支援センター	・子どもの虐待防止実務者研修会の実施 ・市民を対象とした出前講座の実施 ・市内保育園等において虐待通告後の対応研修を実施 ・市内の民営化した4園において「子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版」を活用した児童虐待対応研修を実施	・子どもの虐待防止実務者研修会を6回実施した。 ・児童虐待防止の普及啓発を目的に、市民等を対象に出前講座を実施した。(40回、800人) ・保育園や小中学校等を対象に、虐待通告後の対応研修を実施した(3回)。 ・市内民営化した4園において、「子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版」を用いた研修会を実施した。	A	継続	・教職員や保育関係者等を対象とした、虐待対応等に関する研修会の実施 ・市民を対象とした出前講座の実施	
3 学校教育における人権教育、同和教育の推進								
	(1)推進体制の充実 学校、市教育委員会、部落解放同盟により組織されている上越市学校同和教育推進協議会では、構成する三者が一体となって学校同和教育の推進の在り方を協議します。 また、東本町小学校、城北中学校での人権教育、同和教育の実践や研究指定地区内の学校の研究成果を他の学校に普及するための交流機会を設けます。	学校教育課	・市学校同和教育推進協議会の開催と運営 ・実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施及び「学校同和教育研修資料」の作成と市内全小中学校区への配付	・6月に市学校同和教育推進協議会の開催と運営を行った。 ・実践の共有化を図るため、2月に同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施及び3月に「学校同和教育研修資料」の作成と市内全小中学校区への配付を行った。	A	継続	・市学校同和教育推進協議会の開催と運営 ・実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施及び「学校同和教育研修資料」の作成と市内全小中学校区への配付	
		学校教育課	・学校教育実践の重点説明会での市の施策周知 ・転入管理職等を対象にした歴史博物館研修の実施 ・現地研修会や県同和教育研究会等への参加促進	・学校教育実践上の重点説明会(3月)での市の施策について周知を行った。 ・4月、5月に転入管理職等を対象にした歴史博物館研修会を3回実施し75人の参加があった。 ・現地研修会へは全ての学校が参加した。 ・8月に実施された県同和教育研究会(新潟市)への参加を促し45人の参加があった。	A	継続	・学校教育実践の重点説明会での市の施策周知 ・転入管理職等を対象にした歴史博物館研修の実施 ・現地研修会や県同和教育研究会等への参加促進	
		学校教育課	・提出された視覚的カリキュラムにおける人権教育、同和教育の位置付けを確認し、指導、助言を行う。 ・部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行う。 ・授業改善訪問や要請訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。	・市内小中学校(小47校、中22校)において、授業改善訪問(6月～12月)や要請訪問等での参観授業を通し、指導を行った。 ・授業改善支援訪問において他教科と関連付けた部落問題学習、人権教育の実践について指導、助言を行った。 ・授業改善支援訪問において部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行った。	A	継続	・他教科と関連付けた部落問題学習、人権教育の実践について指導、助言を行う。 ・部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行う。 ・授業改善訪問や要請訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。	
		学校教育課	・副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。	・授業改善支援訪問において、副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行った。	A	継続	・副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。	
(4)教材の活用推進 『生きる』や『にんげん』などの教材活用を推進するとともに、指導計画の改善を図り、確実に効果的な学習指導を促します。								

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け		2022(R4)年度			2023(R5)年度			
目的達成のための施策		担当課	事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
	(5)学校と地域の連携 部落問題学習の充実を図るためには、学校、家庭及び地域の連携を一層密にすることが大切です。これらの連携を円滑にするため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。	学校教育課	・学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問での保護者・地域啓発の取組の指導を行う。	・学校教育実践の重点説明会(3月)や授業改善支援訪問(6月～12月)において、学校教育の重点の中に、保護者・地域啓発の取組を位置付け、各学校に指導を行った。	A	継続		・学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問での保護者・地域啓発の取組の指導を行う。
4 社会教育における同和教育の推進								
	(1)地域での同和教育の推進 市民一人ひとりに浸透する人権教育、同和教育の実現に向けて、社会教育機関、関係団体との連携を深め、地域ぐるみで推進します。	社会教育課	・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催予定)	・人権を考える講話会を17小学校区で開催した。	A	継続		・市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(15小学校区で開催予定)
	(2)教育関係職員や教育委員等への同和教育研修の推進 地域における同和教育を積極的に推進するため、白山会館を会場として教職員や教育委員会の職員、教育機関の委員等を対象とした研修を計画的に実施します。	社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)教職員等を対象とした現地学習会を65回程度開催予定(8月末時点、50回開催済み)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1回の参加人数を35人以下とした。また、夏季休業中は参加校を上越市内の小・中学校に限定した。 (再)講師派遣事業を1回開催した(8月末時点)。	A	継続		(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)
	(3)学習教材の整備 同和教育の学習指導の充実を図るため、参考図書、視聴覚教材、啓発資料を整備します。	社会教育課	・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供	・図書14冊を購入し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。 ・図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供し、利用を促した。	A	継続		・人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供
	(4)啓発・広報活動の充実 市民の人権意識の高揚を図るため、同和問題について広報上越への掲載や研修会・講演会の実施などの啓発活動を推進します。	人権・同和対策室	(再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を実施する(7回)。 (再)新潟県人権保育研究会(市共催)の開催を支援するとともに、開催時に「水平社宣言」の関連パネルを展示する(10月15日)。 (再)東本町小学校同和教育研修会(市共催)の開催を支援する(11月11日)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(400冊)。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施した(7回、100人)。 (再)第3回新潟県人権保育研究会実行委員会の主催(市・市教育委員会共催)で同研究会が実施され、人権・同和对策室など4課が事務局として、「水平社宣言」のパネル展示を含めて開催を支援した(10月15日)。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)で同和教育研修会が実施され、開催を支援した(11月11日)。 (再)市、上越公共職業安定所及び上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に「公正な採用選考に向けた研修会」を実施した(8月26日)。 (再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 (再)人権啓発用リーフレットを市民に配布した(600部)。 (再)人権啓発用町内回覧板を希望町内会に配布した(320冊)。	A	継続		(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同和教育研修会の開催を支援する(11月)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。
		社会教育課	・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知に向けて、市ホームページへの掲載及び現地学習会等での紹介	・講師派遣事業、図書・DVD利用を周知するため、市ホームページに、出前講座の一つとして講師派遣事業や白山会館紹介ページに図書・ビデオ目録を掲載するとともに、現地学習会等で図書・ビデオの設置と貸出事業の紹介を行った。	A	継続		・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知に向けて、市ホームページへの掲載及び現地学習会等での紹介

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
	(5)白山会館事業の充実 白山会館を拠点とし、差別の現実に学ぶ現地学習会や、地域に住む人々同士の相互理解と地域社会への参加の促進を図るため、地域交流事業、小・中学生学習会などを実施します。	社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業: バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施 ・白山会館開館50周年記念事業の実施	(再)教職員等を対象とした現地学習会を65回程度開催予定(8月末時点、50回開催済み)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1回の参加人数を35人以下とした。また、夏季休業中は参加校を上越市内の小・中学校に限定した。 ・地域交流事業:新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、バスハイキング等の飲食を伴う活動に代わり、ミニゲーム大会等のお楽しみ会を実施した。 …7月3日(日)市民プラザ 69人参加 ・小中学生学習会:小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催した。年間を通じて、130回程度実施し、400人程度参加予定(8月末時点、39回109人)。 ・11月13日に白山会館開館50周年記念事業として、記念式典・記念講演会の実施、記念誌の配付、年表パネルの更新等を行った(式典等参加者約120人)。	A	継続	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業: バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施	
第3節 社会参画の推進								
一	(1)啓発活動の充実 被差別部落の人々が地域に誇りをもち、意欲をもって社会参画できるように、白山会館などを利用して周辺地域住民と交流の機会を設けるなど、運動団体と連携して被差別部落に対する偏見を取り除くための人権啓発活動を推進します。 また、人権啓発活動の充実という観点から、運動団体への支援を行います。	人権・同和対策室	・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施する。 (再)被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。	・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施した。 (再)部落解放同盟上越支部に月2回程度訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行った。	A	継続	・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施する。 (再)被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。	
		社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)教職員等を対象とした現地学習会を65回程度開催予定(8月末時点、50回開催済み)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、1回の参加人数を35人以下とした。また、夏季休業中は参加校を上越市内の小・中学校に限定した。 (再)講師派遣事業を1回開催した(8月末時点)。	A	継続	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	
	(2)学校や教育機関との連携 社会参画に向けての資質、学力の向上を図るため、学校やその他の教育機関と連携し、白山会館で小・中学生学習会を実施します。	社会教育課	(再)小中学生学習会の実施	(再)小中学生学習会:小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催した。年間を通じて、130回程度実施し、400人程度参加予定(8月末時点、39回109人)。	A	継続	(再)小中学生学習会の実施	
	(3)市職員の資質の向上 同和問題を始めとする様々な人権問題の正しい理解と組織全体に高い人権意識を浸透させるため、人権団体主催の研修会等へ計画的に職員を派遣し、職員の資質の向上に取り組みます。	人権・同和対策室 社会教育課 学校教育課	・関係団体主催の研修会等(全国人権・同和教育研究大会、部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、新潟県人権保育研究集会、部落解放新潟県研究集会など)に職員を派遣する。 (再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。 (再)教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	・関係団体主催の全国人権・同和教育研究大会(11月26日～27日)、部落解放東日本研究集会(7月13日、オンライン)、部落解放関東女性集会(9月4日)、越佐にんげん学校(7月～11月に10回、オンライン)、新潟県人権保育研究集会(10月15日)、部落解放新潟県研究集会(10月22日)などに市職員を派遣した。 (再)人権問題全般の現状・課題等をテーマに新規採用職員研修を実施した(5月12日、44人参加)。なお、係長級職員及び所属長職員の研修は2月に実施予定。 (再)7月1日、5日に教育委員会職員、市議会議員及び市委関係委員を対象とした現地学習会を開催した(受講者104人)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、職員については新任者等を中心として実施した。	A	継続	・関係団体主催の研修会等(全国人権・同和教育研究大会、部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、新潟県人権保育研究集会、部落解放新潟県研究集会など)に職員を派遣する。 (再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。 (再)教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題(部落差別問題)の根本的かつ速やかな解決

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度			
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画		
具体的な施策(目的)										
実施施策										
第4節 雇用の促進、産業の振興										
1 企業への啓発推進										
	(1)企業に対する啓発事業の推進 企業の社会的責任として、求職者の基本的人権を尊重した差別のない公正な採用選考を実現し、就職の機会均等を確保するため、上越公共職業安定所と連携して企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修を実施します。	人権・同和対策室	・8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する。	・8月26日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、リージョンプラザ上越で公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施した(106人参加)。	A	継続			・8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する。	
2 雇用の促進、産業の振興										
	(1)職業の安定、雇用の促進 被差別部落に対する偏見や憶測による差別をなくすため、上越公共職業安定所等と連携して雇用主や従業員への人権啓発を推進します。	産業政策課	・上越公共職業安定所と共催する新規卒卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。	・市と上越公共職業安定所が連携し、上越文化会館で開催した「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月5日)において、公正採用選考に関するチラシを配布した。	A	継続			・市と上越公共職業安定所が連携し開催する「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月上旬)において、公正採用選考に関するチラシを配布する。	
		人権・同和対策室	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する。	(再)8月26日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、リージョンプラザ上越で公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施した(106人参加)。	A	継続			(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する。	
	(2)新潟県同和地区中小企業振興資金制度の活用促進 企業の資金需要に対応するため、新潟県同和地区中小企業振興資金制度を周知します。	産業政策課	・新潟県制度融資のパンフを提出し当資金のPRを行う。	・新潟県制度融資のパンフを執務室に提出し当資金のPRを行った。	A	継続			・新潟県制度融資のパンフを提出し当資金のPRを行う。	
第5節 社会福祉の充実										
-	(1)被差別部落の人々の生活状況等の確認と対応 市職員が被差別部落を訪問して地域住民の生活状況などを確認し、必要に応じて庁内関係課と連携して地域住民を支援します。	人権・同和対策室	(再)被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。	(再)部落解放同盟上越支部に月2回程度訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議等を行った。	A	継続			(再)被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。	
第6節 生活環境の改善										
	(1)地域コミュニティの活性化と市民啓発の推進 白山会館など市内施設を利用した地域交流事業を実施し、被差別部落の人々と行政・教育関係者との自由な意見交換ができる環境づくりを推進します。 また、講演会や研修会等を実施し、広く市民にも差別の実態を明らかにし、偏見や差別意識をなくすための市民啓発を推進します。	社会教育課	(再)地域交流事業: バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)地域交流事業:新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、バスハイキング等の飲食を伴う活動に代わり、ミニゲーム大会等のお楽しみ会を実施した。 (再)人権を考える講話会を17小学校区で開催した。 (再)講師派遣事業を1回開催した(8月末時点)。	A	継続			(再)地域交流事業: バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(15小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	
	(2)環境整備活動の推進 周辺地域と一体となったまちづくりを推進します。	人権・同和対策室	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進する。	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進した。	A	継続			・周辺地域と一体となったまちづくりを推進する。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
第1節 人権擁護の確立								
	(1)障害者差別の解消に関する取組 障害者差別を解消するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、地域における障害者差別に関する相談などの情報を共有して、的確に対応します。	すこやかなくらし包括支援センター 福祉課	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域生活拠点等における常時の相談及び緊急時の受け入れの実施	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)地域生活支援拠点等において月2回の連携会議を実施し、相談支援事業所等の後方支援や緊急時の受け入れについて、連携した取組を実施した。	A	継続		・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活拠点等において、相談支援事業所等の後方支援や緊急時の受け入れについて連携した取組を実施。
	(2)障害のある人の相談支援の実施 障害のある人の虐待、生活困窮等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	すこやかなくらし包括支援センター 福祉課	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域生活拠点等における常時の相談及び緊急時の受け入れの実施	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)地域生活支援拠点等において月2回の連携会議を実施し、相談支援事業所等の後方支援や緊急時の受け入れについて、連携した取組を実施した。	A	継続		・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活拠点等において、相談支援事業所等の後方支援や緊急時の受け入れについて連携した取組を実施。
	(3)権利擁護体制の推進 障害のある人の虐待防止に取り組むほか、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護が適切に行われるように、成年後見制度に関する相談に対応し、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	すこやかなくらし包括支援センター	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「連携連絡会議」を開催する。	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 ・成年後見制度利用促進連携連絡会議において、関係団体と地域の実態や課題について意見交換を行い、地域のネットワークを強化した。	A	継続		・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「成年後見制度利用促進連携連絡会議」の開催
	(4)人権啓発の推進 障害のある人に対する偏見や差別を解消し、障害のある人の人権に対する理解を促すため、講座の実施や資料の配布による啓発を行います。また、障害のある人の虐待防止や成年後見制度の利用促進に向け、関係機関と連携しながら相談窓口や制度等の周知を行います。	人権・同和対策室	(再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を実施する(7回)。 (再)新潟県人権保育研究会(市共催)の開催を支援するとともに、開催時に「水平社宣言」の関連パネルを展示する(10月15日)。 (再)東本町小学校同和教育研修会(市共催)の開催を支援する(11月11日)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(400冊)。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施した(7回、100人)。 (再)第3回新潟県人権保育研究会実行委員会の主催(市・市教育委員会共催)で同研究会が実施され、人権・同和対策室など4課が事務局として、「水平社宣言」のパネル展示を含めて開催を支援した(10月15日)。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)で同和教育研修会が実施され、開催を支援した(11月11日)。 (再)市、上越公共職業安定所及び上越・糸川地域人権啓発活動ネットワーク協議会の主催で上越地区の事業所及び高等学校を対象に「公正な採用選考に向けた研修会」を実施した(8月26日)。 (再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 (再)人権啓発用リーフレットを市民に配布した(600部)。 (再)人権啓発用町内回覧板を希望町内会に配布した(320冊)。	A	継続		(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する。 (再)東本町小学校及び同PTAの主催(市・市教育委員会共催)による同和教育研修会の開催を支援する(11月)。 (再)公正な採用選考に向けた企業研修会を実施する(8月)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。
		福祉課	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 ・市民啓発のための広報や講演会等の実施 ・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に関するリーフレットの作成	・上越市障害者差別解消支援地域協議会を2回開催(第1回10/21実施、第2回2月予定)し、相談への対応や啓発活動についての協議を行った。 ・障害を理由とする差別等の事案について、相談支援事業所や地域包括支援センターなどに情報提供を依頼し、情報収集に努めた。 ・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例や合理的配慮等の周知啓発に資するイベント開催やリーフレットの配布を行った。	A	継続		・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 ・障害の理解や合理的配慮等に関する市民啓発のための広報や講演会等の実施
		すこやかなくらし包括支援センター	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「連携連絡会議」を開催する。	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)成年後見制度利用促進連携連絡会議において、関係団体と地域の実態や課題について意見交換を行い、地域のネットワークを強化した。	A	継続		・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域の利用実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「成年後見制度利用促進連携連絡会議」の開催

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
第2節 人権教育・啓発の推進								
-	(1)市職員の資質の向上 「障害者差別解消法」の施行を受けて作成した「上越市長部局、議会事務局及び行政委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員が障害のある人に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的な配慮の提供」を的確に行えるよう、計画的に職員研修を実施します。	人権・同和対策室 学校教育課 社会教育課	(再)関係団体主催の研修会等(全国人権・同和教育研究大会、部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、新潟県人権保育研究集会、部落解放新潟県研究集会など)に職員を派遣する。 (再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。 (再)教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	(再)関係団体主催の全国人権・同和教育研究大会(11月26日～27日)、部落解放東日本研究集会(7月13日、オンライン)、部落解放関東女性集会(9月4日)、越佐にんげん学校(7月～11月に10回、オンライン)、新潟県人権保育研究集会(10月15日)、部落解放新潟県研究集会(10月22日)などに市職員を派遣した。 (再)人権問題全般の現状・課題等をテーマに新規採用職員研修を実施した(5月12日、44人参加)。なお、係長級職員及び所属長職員の研修は2月に実施予定。 (再)7月1日、5日に教育委員会職員、市議会議員及び市教委関係委員を対象とした現地学習会を開催した(受講者104人)。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、職員については新任者等を中心として実施した。	A	継続		(再)関係団体主催の研修会等(全国人権・同和教育研究大会、部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、新潟県人権保育研究集会、部落解放新潟県研究集会など)に職員を派遣する。 (再)人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。 (再)教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催
		福祉課	・職員への研修会及び周知啓発の実施	・新採用職員への研修会(5/12実施)を実施 ・庁内各課へ合理的配慮等に関する周知啓発を実施(6/1付で周知)	A	継続		・職員への研修会及び周知啓発の実施
	(2)教職員の資質の向上 学校教育において特別な支援を必要とする児童・生徒に対する正しい理解を深めることは重要です。このため、教職員の指導方法の改善・充実が図られるよう、教職員研修を実施します。	学校教育課	・管理職を含めた教職員への計画的な研修会の実施(年間4回以上)	・特別支援教育管理職説明会や特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修、愛着障害理解研修など、予定どおり実施した。また、教育補助員や介護員・学校看護師に対しても研修会を実施した。	A	継続		・管理職を含めた教職員への計画的な研修会の実施(年間4回以上)
	(3)社会教育の充実 障害のある人に対する理解と認識を深めるため、障害のある人を取り巻く諸問題を含む人権を考える講話会や市民セミナーを実施します。	人権・同和対策室	(再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を実施する(7回)。 (再)新潟県人権保育研究集会(市共催)の開催を支援するとともに、開催時に「水平社宣言」の関連パネルを展示する(10月15日(土)、1回)。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施した(7回、100人)。 (再)第3回新潟県人権保育研究集会実行委員会の主催(市・市教育委員会共催)で同研究集会が実施され、人権・同和対策室など4課が事務局として、「水平社宣言」のパネル展示を含めて開催を支援した(10月15日)。	A	継続		(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する。
		福祉課	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)市民啓発のための広報や講演会等の実施 (再)・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に関するリーフレットの作成	(再)障害者差別解消支援地域協議会を2回開催(第1回10/21実施、第2回2月予定)、相談への対応や啓発活動についての協議を行った。 (再)障害を理由とする差別等の事案について、相談支援事業所や地域包括支援センターなどに情報提供を依頼(5/18付で依頼)、情報収集に努めた。 (再)手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例や合理的配慮等の周知啓発に資するイベント開催やリーフレットの配布を行った。	A	継続		・障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 ・障害の理解や合理的配慮等に関する市民啓発のための広報や講演会等の実施
		社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)人権を考える講話会を17小学校区で開催した。 (再)講師派遣事業を1回開催した(8月末時点)。	A	継続		(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(15小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要望により派遣)
	(4)地域・保護者への啓発 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する理解と認識を深め、共に学び、共に生きる社会の環境を整えるためのパンフレットを作成し、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校に配布します。	学校教育課	・4月のPTA総会等保護者が集まる機会に各学校がリーフレットを配布して説明できるよう、学校へ啓発の文書を送付する。 ・就学相談に関する理解啓発を行うため、園長説明会を実施し、園を通じて、年中児の保護者へ就学相談に関するパンフレットを配布する。	・各学校へ、リーフレット「すべてのこどもが輝くために」を文書で紹介し、保護者への発達障害に関する理解啓発のために、必要に応じて配付、説明するよう依頼し、周知を図った。 ・園長説明会で就学相談に関する説明を行い、園を通じて全保護者にパンフレットの配布を行い、就学相談に対する理解啓発を図った。	A	継続		・4月のPTA総会等保護者が集まる機会に各学校がリーフレットを配布して説明できるよう、学校へ啓発の文書を送付する。 ・就学相談に関する理解啓発を行うため、園長説明会を実施し、園を通じて、年中児の保護者へ就学相談に関するパンフレットを配布する。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画	
具体的な施策(目的)									
実施施策									
-	(5)企業との連携 企業は、その社会的責任を自覚し、障害のある人に対しても公正な採用を促進するとともに、適正な配置・昇進など、企業内における人権の尊重を一層進めることが望まれているため、企業を対象とした研修会を実施します。	人権・同和对策室	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する。	(再)8月26日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、リージョンプラザ上越で公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施した(106人参加)。	A	継続		(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を実施する。	
	(6)地域との連携 障害のある人に対する理解と認識を深めるとともに、イベントを通じて交流の機会をつくれます。	福祉課	・特別支援学校等の生徒、保護者、教職員を対象とした福祉事業所合同説明会を開催する。 ・障害福祉団体が主催する「ふくしのひろば」の市民への周知を図る。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、福祉事業所合同説明会は開催できなかったが、障害福祉サービスの制度や福祉事業所の紹介を冊子にまとめ、特別支援学校等に配布(10月中旬配布)した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「ふくしのひろば」の開催はなかった。	A	継続		・特別支援学校等の生徒、保護者、教職員を対象とした福祉事業所合同説明会を開催する。 ・障害福祉団体が主催する「ふくしのひろば」の市民への周知を図る。	
		福祉交流プラザ	・ふれあいフェスタの開催	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底し、内容を見直したうえで、ふれあいフェスタを開催した。	A	継続		・ふれあいフェスタの開催	
第3節 社会参加の推進									
-	(1)社会参加の促進								
	ア タクシー利用券や燃料費の助成、リフト付き福祉バスの運行、自動車改造費の助成、ヘルパーによる個別支援などにより移動支援を行います。	福祉課	・タクシー利用助成による社会参加の促進 ・自動車燃料費助成による社会参加の促進 ・福祉バス利用による社会参加の促進 ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進 ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進 ・ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進	・タクシー利用助成(1,900人)、自動車燃料購入費助成(3,424人)、福祉バスの運行、自動車改造費助成、ヘルパーによる外出支援等を行い、障害のある人の社会参加を促進した。	A	継続		・タクシー利用助成による社会参加の促進 ・自動車燃料費助成による社会参加の促進 ・福祉バス利用による社会参加の促進 ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進 ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進 ・ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進	
	イ 移動制約者の利便性確保のため、「福祉有償運送事業」の適正な運営を行うとともに、関係機関などへ働きかけ、様々な手段による利用しやすい移動手段の確保に取り組みます。	福祉課	・福祉有償運送事業により移動手段を確保する。	・上越市福祉有償運送運営協議会を開催(7/11開催)し、福祉有償運送事業の適切な運営や利便性の確保等に関する協議を行い、移動手段を確保した。	A	継続		・福祉有償運送事業により移動手段を確保する。	
	ウ 手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、情報機器の導入・配置により、コミュニケーション手段の確保に取り組みます。	福祉課	・手話通訳者派遣 ・要約筆記者派遣 ・養成講座受講者へのテキスト無料配布 ※養成講座は、広いスペースが確保され、尚且つ、換気ができる会場にて実施予定。	・手話通訳者、要約筆記者の派遣により聴覚に障害のある人のコミュニケーションを支援した。 ・手話通訳養成講座、要約筆記講習会を開催。 ・手話通訳養成講座受講者にテキストを無料配布。	A	継続		・手話通訳者派遣 ・要約筆記者派遣 ・養成講座受講者へのテキスト無料配布 ※養成講座は、広いスペースが確保され、尚且つ、換気ができる会場にて実施する。	
	エ 障害のある人の交流の場、創作的活動・生産活動の場としての「地域活動支援センター」について、身近な地域で的確な支援が受けられるように運営面での支援を行います。	福祉課	・地域活動支援センターへの補助金交付	・地域活動支援センター事業に補助金を交付し、活動の場を確保した(3施設)。	A	継続		・地域活動支援センターへの補助金交付	
	オ 障害者関係団体や、それらの団体が行う障害のある人の自立と社会参加を促進する事業に対し支援を行います。また、障害のある人の余暇支援を行うボランティア団体等との連携を支援します。	福祉課	・自立支援協議会の開催 全体会議、専門部会	・自立支援協議会について、全体会議3回(第1回5/20開催、第2回9/30、第3回2月予定)、重点項目ごとに設けた3つの専門部会を各4回開催(5月～12月)し、障害福祉計画の目標達成に向けた取組を推進した。	A	継続		・自立支援協議会の開催 全体会議 5回	
	(2)地域生活の支援								
ア 各種手当や医療費助成制度の実施により経済的な支援を行います。	福祉課	・在宅介護手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・特別児童扶養手当の支給 ・重度心身障害者医療費の助成 ・心身障害者扶養共済掛金の助成 ・自立支援医療(更生医療)費の支給 ・自立支援医療(育成医療)費の支給	・在宅介護手当を支給した。(329人) ・障害児福祉手当を支給した。(110人) ・特別児童扶養手当を支給した。(445人) ・重度心身障害者の医療費を助成した。(4,872人) ・心身障害者扶養共済掛金を助成した。(34人) ・自立支援医療(更生医療)費を支給した。(350人) ・自立支援医療(育成医療)費を支給した。(8人)	A	継続		・在宅介護手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・特別児童扶養手当の支給 ・重度心身障害者医療費の助成 ・心身障害者扶養共済掛金の助成 ・自立支援医療(更生医療)費の支給 ・自立支援医療(育成医療)費の支給		

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
	イ 快適な生活ができるように、住居のバリアフリー化の費用助成などを行うとともに、グループホームの整備・充実に取り組みます。	福祉課	・障害者向け住宅リフォームの助成 ・施設整備事業所に対してグループホーム整備事業の補助	・障害のある人の住宅リフォームに係る費用を助成した。(6人)	A	継続		・障害者向け住宅リフォームの助成
	ウ 災害時に迅速かつ的確に支援が行えるように、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、支援について関係機関と連携した対応を図ります。また、一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を対象に福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援体制を整えます。	高齢者支援課 福祉課	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	・災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。 ・災害時に福祉避難所避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。 ・個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行い、災害時の避難支援体制の構築を促進した。	A	継続		・避難行動要支援者名簿の更新、整理 ・福祉避難所避難対象者の更新及び地域等と協力した避難支援者選定 ・個別避難計画作成支援
	エ 障害のある人やその家族の様々な相談に対応する「地域包括支援センター」において、情報提供や必要な支援を行い障害のある人の自立と社会参加を促進します。	すこやかなくらし包括支援センター 福祉課	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域生活拠点等における常時の相談及び緊急時の受け入れの実施	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)地域生活支援拠点等において定期的な連携会議を実施し、相談支援事業所等の後方支援や緊急時の受け入れについて、連携した取組を実施した。	A	継続		・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活拠点等において、相談支援事業所等の後方支援や緊急時の受け入れについて連携した取組を実施
	オ 専門的知識を持った人材やボランティアの養成・確保に取り組みます。	福祉課	・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催	・強度行動障害のある人に対する支援者の知識と技能を高めるため研修会を開催した(11/8開催)。 ・相談支援専門員等に対し、事例を通じた研修会を定期的に開催した(毎月第4水曜日開催、参加者20～30人)	A	継続		・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催
	カ 障害のある人の社会参加について、関係機関と連携を図ります。	すこやかなくらし包括支援センター 福祉課	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・就労・生活支援センターや就労支援を行う事業所と連携した就労支援	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、障害のある人の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)就労・生活支援センターや就労支援を行う事業所と連携し、障害者の就労に向け必要な支援を行った。(センター登録者における就職者数15人 ※8月現在)	A	継続		・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・就労・生活支援センターや就労支援を行う事業所と連携した就労支援を実施
(3)特別支援教育の充実								
	ア 教職員の特別支援教育に関する研修を実施します。	学校教育課	・管理職を含めた教職員への特別支援教育に関する研修会の実施(年間4回以上)	・特別支援教育管理職説明会や特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修、発達障害理解研修など、予定どおり実施した。また、教育補助員や介護員・学校看護師に対しても研修会を実施した。	A	継続		・管理職を含めた教職員への特別支援教育に関する研修会の実施(年間4回以上)
	イ 就学相談や巡回相談を実施します。	学校教育課	・就学相談の実施 ・学校への指導助言を行う巡回相談、指導主事訪問の計画的な実施	・就学相談を実施し、幼児児童生徒の適正就学の場合や支援方策の検討を行った。 ・任命された巡回相談員が通年で巡回相談を行ったり、特別支援教育担当指導主事が、校内委員会改善支援訪問や特別支援学級訪問、ケース会議に参加し、指導助言を行った。	A	継続		・就学相談の実施 ・学校への指導助言を行う巡回相談、指導主事訪問の計画的な実施

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
		子ども発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 就学に向けた切れ目のない支援の実施 臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 休日相談会の開催 子ども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援、療育支援等を行った。 国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施した。 教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談を市内全園を対象に実施し、必要に応じ療育等につなげた。 休日相談会を開催し、支援が必要な子どもを療育等につなげた。 保護者の通院やリフレッシュなどを理由に、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談対応や、発達に遅れ等のある子どもの療育の実施 国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 就学に向けた切れ目のない支援の実施 臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 休日相談会の開催 子ども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施
	ウ 介護員や教育補助員、学校看護師を配置します。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 授業や集団行動など学校生活で必要な支援を受けられるための介護員や教育補助員、学校看護師の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 授業や集団行動など学校生活で必要な支援を行う介護員、教育補助員、学校看護師を配置した。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の実態に応じた特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員・学校看護師の配置
	エ 学校施設のバリアフリー化などの学習環境の整備に努めます。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童・生徒の実態に合わせて、学校施設を整備しバリアフリー化を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 廊下や階段の手すりの設置や車いすに合わせたトイレや手洗い場の改修など、特別な支援が必要な児童生徒のために施設設備の整備を行った。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> 障害のある児童・生徒の実態に合わせて、学校施設を整備しバリアフリー化を進める。
	オ 入学・進学に際して連続性のある円滑な接続ができるよう、個別的教育支援計画や相談支援ファイル等を活用した引継ぎや面談が行われるように一層の推進を図ります。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 「わたしのきろく」や「教育支援計画」について、学校や家庭で確実に活用がなされるよう、特別支援コーディネーター研修会において活用方法について周知を図る。 「わたしのきろく」は、定期的に配付状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修で周知を図り、定期的に配付状況を把握した。 教育支援計画が適切に作成されているか、巡回訪問や支援学級の訪問を通して、指導・助言を行った。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> 「わたしのきろく」や「教育支援計画」について、学校や家庭で確実に活用がなされるよう、特別支援コーディネーター研修会において活用方法について周知を図る。 「わたしのきろく」は、定期的に配付状況を確認する。
(4)療育支援								
	ア 障害のある未就学児の相談や療育支援を行います。	保育課	<ul style="list-style-type: none"> 保育園等において障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達状況に合わせ、必要に応じ加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> 保育園等において障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入を行う。
		子ども発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> (再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 (再)休日相談会の開催 (再)子ども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> (再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援、療育支援等を行った。 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施した。 (再)教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談を市内全園を対象に実施し、必要に応じ療育等につなげた。 (再)休日相談会を開催し、支援が必要な子どもを療育等につなげた。 (再)保護者の通院やリフレッシュなどを理由に、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> (再)子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談対応や、発達に遅れ等のある子どもの療育の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 (再)休日相談会の開催 (再)子ども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施
	イ 放課後等デイサービス事業を実施します。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービス事業への給付により、障害のある児童・生徒に対する日常生活上の訓練等の実施を支援した。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービスの提供
	(5)ユニバーサルデザインの推進							
	障害のある人が安全・安心で快適に利用できるよう、施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。	共生まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針(令和4年4月改訂版)に基づく確認・指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者への配慮を行った。 ○新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準審査 協議件数:20件 適合施設:5件 ○上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく協議 協議件数:50件 適合施設:45件 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針(令和4年4月改訂版)に基づく確認・指導を実施する。
		福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (再)障害者向け住宅リフォームの助成 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の住宅リフォームに係る費用を助成した。(6人) 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> (再)障害者向け住宅リフォームの助成

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度			
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画		
具体的な施策(目的)										
実施施策										
第4節 雇用の促進・産業の振興										
-	(1)雇用、就労対策									
	ア 事業所に対して障害者雇用についての意識の醸成を図るほか、農業分野における就労機会の拡大など、新たな雇用機会の創出に取り組みます。	農政課	・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。	関係機関と連携し研修会等を通じて、認定農業者等に働きかけを行い、障害のある人の就労機会拡大に努める。	B	継続		・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。		
		福祉課	・農業者や企業と福祉関係者の相互理解を図るための研修会の開催	・農業者と福祉事業所を対象とした研修会を開催した。	A	廃止	・取組を継続したことで、福祉事業所において安定して農作業を受注できる環境が整ったため。			
	イ 就職に有効な資格を取得する際の受験料及び旅費を助成し、障害のある人の就労機会の拡充を図ります。	産業政策課	・障害のある人の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助する。	・障害者の就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助した(〇件)	A	継続		障害のある人の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受験料、市外の受験会場への交通費を補助する。		
	ウ 障害者就業・生活支援センターと連携を図り、一人ひとりの障害の特性に応じた訓練・指導を通じて、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。	福祉課	・障害者就業・生活支援センターと連携し、日常生活及び就業に向けた相談や支援を実施する。 ・就労意欲のある障害のある人に対し、就労に向けた支援を実施するため、ジョブサポーターを配置する。	・在宅で生活している障害のある人への訪問や就労に向けた実習支援、職場開拓・職場定着に向けた支援を実施するため、障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置した。	A	継続		・障害者就業・生活支援センターと連携し、日常生活及び就業に向けた相談や支援を実施する。 ・就労意欲のある障害のある人に対し、就労に向けた支援を実施するため、ジョブサポーターを配置する。		
	エ 職業訓練を希望する障害のある人に、各種訓練機関などの情報提供を行います。	福祉課 産業政策課	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を通じて、就労先に関する情報を提供する。	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所及びハローワーク等の関係機関を通じて、就労先に関する情報提供を行った。 ・上越公共職業安定所と連携し、障害者合同就職面接会を開催した。	A	継続		・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を通じて、就労先に関する情報を提供する。 ・上越公共職業安定所と連携し、合同就職面接会を開催する。		
	オ 障害のある人の職業訓練や日中活動、社会参加の場となる通所型施設との連携を強化します。	福祉課	・上越市自立支援協議会における、就労支援部会で協議し、企業における障害者の雇用推進に向けた取組みを進める。	・上越市自立支援協議会における就労支援部会において、企業向けに障害者雇用についての勉強会を開催した。	A	継続		・障害のある人の就労先や実習先の更なる拡大に向けて、企業や商工団体等へのわかりやすい情報提供等を実施する。		
	カ 特別支援学校等と連携を図り、障害のある児童の希望や能力に応じた進路選択を支援します。	福祉課	・特別支援学校等と連携し、障害福祉サービスへの理解を促進するとともに、障害のある児童・生徒が進路選択を行う際の情報提供等を行う。	・障害福祉サービスの制度や福祉事業所の紹介を冊子にまとめ、特別支援学校等に配布した。	A	継続		・特別支援学校等と連携し、障害福祉サービスへの理解を促進するとともに、障害のある児童・生徒が進路選択を行う際の情報提供等を行う。		
キ 「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、障害のある人が就労している施設等への受注機会の拡大を図ります。	福祉課	・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知する。	・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知した。 ・障害福祉事業所へ依頼が可能な業務について、庁内向け調査を実施した。 ・予算要求時に合わせて、障害福祉事業所が受託可能な作業等について庁内に周知した。	A	継続		・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知する。 ・障害福祉事業所が受託可能な作業等について庁内に周知する。			
ク 障害のある人の雇用促進と就労の安定を図るため、市発注の物品購入等の見積合せや入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名します。	産業政策課 契約検査課	・市発注の物品購入等の見積合せや入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名する。	・対象案件に対し、障害者多数雇用事業者を優先的に指名を行った。	A	継続		・市発注の物品購入等の見積合せや入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名する。			
第5節 社会福祉の充実										
-	(1)地域生活支援の充実 障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるように、必要となる居宅サービスの充実を図ります。		福祉課	・ホームヘルプサービス ・ショートステイ ・補装具費給付 ・日常生活用具給付	・各種サービスに係る介護給付費等の給付により、居宅サービスの適切な提供を行った。	A	継続		・ホームヘルプサービス ・ショートステイ ・補装具費給付 ・日常生活用具給付	
	(2)日常生活支援の充実 障害のある人の就労訓練や日中活動の場としての通所型施設と地域での生活の場となるグループホームの整備・充実に取り組みます。		福祉課	・障害者施設助成事業の実施	・就労支援事業所1か所への施設整備に係る補助を実施した。	A	継続		・障害者施設助成事業の実施	
	(3)ケアマネジメント体制の確立 障害のある人からの相談に応じ、個々の心身の状況やサービス利用の意向、家庭環境などを踏まえ、各種サービスや地域の人的資源を活用しながら、状況に応じた途切れない支援を行うことのできる仕組みづくりを推進します。		福祉課	・相談支援専門員研修会を開催し、個々の状態にあった適切なケアプランを作成する。	・相談支援専門員の資質向上に資する、事例を通じた研修会を実施した(毎月第4水曜日に実施)。	A	継続		・相談支援専門員研修会を開催し、個々の状態にあった適切なケアプランを作成する。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
第1節 人権擁護の確立								
—	(1)女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた環境づくり DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢など女性に対するあらゆる暴力は人権侵害であるという社会的認識を深めるため、広報・啓発はもとより、暴力被害を潜在化させないように情報収集や相談事業を行います。	男女共同参画推進センター	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催 ・国や県などが実施する研修会等に参加し、DV防止や被害者支援等に関する情報を収集	(再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:3,000件 相談実人員:250人 (再)広報上越やウイズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネル等で相談窓口の設置情報を市民に提供した。 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座を開催した。 センター講座1回(7月・26人)、出前講座2回(8月・25人、8月・60人→延期、その後の日程未定) (再)DV庁内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催)。 ・国や県、関係機関などが実施する研修会等に参加し(5回)、DV防止、被害者支援に関する情報収集及び相談員間の意見交換を通じて、相談員のスキルアップとDV防止及び被害者支援に役立てた。	A	継続		(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催 ・国や県などが実施する研修会等に参加し(10回予定)、DV防止、被害者支援に関する情報を収集
	(2)女性相談への対応 女性相談窓口の周知強化を図るとともに、DVなどの主に女性に対する人権侵害事案に対処するため、関係機関との連携により的確に対応します。	男女共同参画推進センター	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	(再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:3,000件 相談実人員:250人 (再)広報上越やウイズじょうえつからのおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネル等で相談窓口の設置情報を市民に提供した。 (再)DV庁内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催)。	A	継続		(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催
	(3)被害女性の安全確保と支援体制の整備 あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組みとともに、自立支援のための相談・支援体制の整備を図ります。	男女共同参画推進センター	・一時保護施設や警察等関係機関との連携 情報提供及び情報の共有 被害者保護の対応協議、連絡調整会議の招集 一時保護のための調整及び一時保護下における被害者対応 ・緊急一時保護生活費の貸与	・あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組みとともに、自立支援のための相談・支援体制を維持している。 (再)DV庁内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した。(個別のケース会議は随時開催) ・緊急一時保護施設入所者:1人、緊急一時保護生活費の貸与:なし	A	継続		・一時保護施設や警察等関係機関との連携 情報提供及び情報の共有 被害者保護の対応協議、連絡調整会議の招集 一時保護のための調整及び一時保護下における被害者対応 ・緊急一時保護生活費の貸与
	(4)性別による役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動 地域・家庭・職場などに残る性別による役割分担を固定化する意識の解消に向け、広報上越への掲載や各種講座の実施などの啓発活動を推進します。	男女共同参画推進センター	・情報紙の発行(4回、計15,400部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(85部) ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会の開催 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座の開催(1講座以上)	・ウイズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、計15,400部)。 ・「男女共同参画の取組」冊子を発行した(85部、11月)。 ・男女共同参画サポーターの募集及び啓発活動を実施した。 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座を開催した。 センター講座6回(6月・33人、8月・17人、11月(2講座)・60人(合計))	A	継続		・情報紙の発行(4回、計15,400部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(85部) ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会の開催 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座の開催(1講座以上)

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画	
具体的な施策(目的)									
実施施策									
第2節 人権教育・啓発の推進									
-	(1)市民、企業等への男女共同参画の意識啓発 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを図るとともに、固定的な役割分担意識や性差に対する偏見の解消に向けて、人権週間、男女共同参画週間などの多様な機会を捉えて、家庭や地域、企業等への啓発・広報活動を推進し、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図ります。	男女共同参画推進センター	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座7回、出前講座18回) (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座を開催した(目標:センター講座7回、出前講座12回)。 (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)	A	継続		・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座7回、出前講座18回)。 (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)	
	(2)学校などにおける男女平等教育の推進と教育関係者等への意識啓発 保育園や幼稚園、認定こども園、学校において、男女の人権の尊重を基盤とした男女平等教育の充実を図ります。併せて、研修会などの機会を通じて、保護者や教育関係者への男女平等教育に関する意識啓発を図ります。	学校教育課 保育課	・全体計画への明記と校内研修の実施 (再)日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。	・人権教育の全体計画に男女の人権の尊重を扱う内容・視点を確実に位置付け、全ての学校で男女平等教育を実施した。校長会等で校内研修を行うよう指導した。 (再)日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。	A A	継続 継続		・全体計画への明記と校内研修の実施 (再)日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。	
	(3)男女平等と互いの人権を尊重する人づくりをめざした社会教育の推進 男女共同参画、人権尊重の視点を取り入れた社会教育事業を実施し、市民、教育関係者の意識啓発を推進します。	社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催予定)	(再)人権を考える講話会を17小学校区で開催した。	A	継続		(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(15小学校区で開催予定)	
第3節 社会参画の推進									
-	(1)公募委員への応募促進 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会等の委員がいずれか一方の性別に偏ることのないよう留意しながら、地域や企業、団体と連携した各種講座の実施やサポーター登録者数の拡充など、ポジティブ・アクションを講じていくことで、公募委員への女性の応募を促します。	男女共同参画推進センター	・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにした講座の開催	・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座を開催した。 女性活躍応援セミナー1回(10月・20人) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用を促した。 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにしたセミナーを開催した。	A	継続		・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催	
	(2)女性登用率の向上 市の審議会、委員会等への女性の参加拡大を図るため、女性の登用率の目標値を定めるクォータ制に取り組みとともに、委員の推薦依頼団体に対して男女共同参画を意識した推薦を依頼するなど、ポジティブ・アクションに取り組み、登用率の向上を図ります。	男女共同参画推進センター	・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにした講座の開催	・R4年度末時点の審議会等における女性委員の登用率は、R3年度末と比較し、0.7ポイント減の27.5%であった。 ・職員研修の実施に合わせ、審議会等における女性委員の登用の現状について説明したほか、今後審議会等を新設する場合や委員を改選する際には、改めて男女比に配慮するよう依頼した。 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用を促した。 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにしたセミナーを開催した。	C	継続		・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 ・庁内の職員研修会の開催に合わせて、審議会や委員会等への女性委員の登用拡大を呼びかけるとともに、各審議会や委員会の女性登用率の現状値を示すなど、全庁的な女性参画の推進に努めていく。 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにした講座の開催	
	(3)家事・育児等と地域活動の両立支援 男女が共に職業生活と家庭生活の両立を図ることができ、また、地域社会にも積極的に参画することができるように、これまで家庭や地域への参画が少なかった男性が家事・育児及び地域活動へ積極的に参画できるように、啓発活動を通して促進を図ります。	男女共同参画推進センター	・「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)	・「家庭での子育て支援」に関する講座を開催した。 センター講座5回(7月・26人、9月・20人、11月3講座)・45人) (再)ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、計15,400部)。	A	継続		・「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、計15,400部)	
	(4)役職者への女性の積極登用の促進 役職者への積極的な登用を促すため、企業、各種機関・団体等に対し、各種講座などの啓発活動を推進します。	男女共同参画推進センター	・「女性の社会参画」に関する出前講座の開催(1講座以上) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにした講座の開催	・「女性の参画促進」に関する講座を開催した。 出前講座1回(日程未定) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにしたセミナーを開催した。	A	継続		・「女性の社会参画」に関する出前講座の開催(1講座以上) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場や地域における女性の活躍をテーマにした講座の開催	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度			
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画		
具体的な施策(目的)										
実施施策										
第4節 職業の安定と雇用の促進										
-	(1)女性の職業能力の開発・育成の支援 関係機関と連携して女性の再就職に向けた支援を行います。	産業政策課	・結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催 ・雇用政策専門員による相談会の開催	・上越公共職業安定所と連携し、女性の再就職に向けたセミナーの開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、開催を中止とした。 ・雇用政策専門員による相談会を開催した(相談件数:10件)	C	継続		・結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催 ・雇用政策専門員による相談会の開催		
	(2)育児休業、介護休業取得に向けた啓発 子どもの養育または家族の介護を行い、または行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るため、事業主が実施すべき措置や助成制度について、情報発信を行うとともに関係機関と連携して意識啓発を推進します。	産業政策課	・市ホームページや事業所訪問で周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催(2回)や市内事業所へのチラシ配布をし、意識啓発を図る。	・市ホームページで国の「両立支援等助成金」について掲載し、市内事業所へ周知を行うとともに、上越商工会議所等の関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催(8月:20名、12月:20名)を行った。 ・職業生活と家庭生活の両立のため、広報上越11月号において、ワーク・ライフ・バランスに関する特集を掲載した。	A	継続		・市ホームページや事業所訪問で周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーを開催(2回)し、意識啓発を図る。		
	(3)女性農業者の育成と活躍できる環境の整備 女性の農業経営への積極的な参画と女性農業者の更なる活躍に向けて、関係機関と連携して農業経営や農業技術の向上に向けた研修会を開催し、女性農業者を育成するとともに、就労環境の改善の必要性や環境整備に当たり活用可能な支援制度を周知するなど、女性が活躍できる環境づくりを推進します。	農政課	・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会を開催し、女性農業者の参加を促す。 ・女性農業者同士の意見交換する場を設け、交流を図る機会を設ける。	・関係機関と連携し、女性の農業経営への積極的な参画に向けた研修会等を開催した。 ・女性農業者同士が意見交換する場を設け、交流を図った。	B	継続		・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会等を開催するとともに、引き続き、女性農業者同士の意見交換の場を設け、交流を図る。		
	(4)職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備 働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や、子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、関係機関と連携して事業者等への意識啓発を推進します。	産業政策課	(再)市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催(2回)や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。	(再)市ホームページで国の「両立支援等助成金」について掲載し、市内事業所へ周知を行うとともに、上越商工会議所等の関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催(8月:20名、12月:20名)を行った。 (再)職業生活と家庭生活の両立のため、広報上越11月号において、ワーク・ライフ・バランスに関する特集を掲載した。	A	継続		(再)市ホームページや事業所訪問で周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーを開催(2回)し、意識啓発を図る。		
	(5)ひとり親家庭への就職支援事業の推進 ひとり親家庭の父または母は、一人の収入で生計を維持していくため、長期に安定した職に就く必要があります。安定した職を得て自立した生活基盤を築くことができるように、資格取得にかかる費用に対する助成を行うほか、上越公共職業安定所と連携した就職支援を推進します。	子ども課	・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当受給者のうち全部支給、一部支給の区分の人に対し、現況届の審査結果通知と合わせ、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。	・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内周知を行った。 ・児童扶養手当受給者のうち全部支給、一部支給の区分の人に対し、現況届の審査結果通知と合わせ、案内チラシを配布した。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行った。	A	継続		・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当受給者のうち全部支給、一部支給の区分の人に対し、現況届の審査結果通知と合わせ、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。		
	(6)市役所で働く女性職員の活躍推進 「女性活躍推進法」の施行に伴い、2016(平成28)年3月に改訂した「上越市特定事業主行動計画」に基づき、育児休業等の取得促進など、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進し、市役所で働く女性が働きやすい環境を整備するとともに、政策形成に参画できる機会を拡大するため、女性職員の積極的な登用を推進します。 また、女性の社会参画の推進に向けて、実施した取組とその結果を市ホームページで公表します。	人事課	・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援した。 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPRをした。 ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置を行った。 ・いいがた産業創造機構へ主任級の女性職員1人、自治大学の第1部・第2部特別課程へ係長級の女性職員1人を派遣した。	・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援を継続した。 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援した。 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPRをした。 ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置を行った。 ・いいがた産業創造機構へ主任級の女性職員1人、自治大学の第1部・第2部特別課程へ係長級の女性職員1人を派遣した。	A	継続		・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援した。 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修を実施		

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
—	(7)学校で働く女性教職員の活躍推進 学校においては、能力・適性に応じて主任等の中核となる分掌に女性を配置したり、管理職選考検査の受検を促したりするなど、キャリアアップにつながる働きかけを校長に促します。	学校教育課	・女性教員の管理職選考検査受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ	・女性教員の管理職選考検査受検や教務主任や研究主任への登用などの男女共同参画社会について、校長会で指導した。	A	継続		・女性教員の管理職選考検査受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ
第5節 社会福祉の充実								
—	(1)特別保育事業等の充実 女性の社会進出の増加とともに就労形態の多様化に対応するため、引き続き未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業及び放課後児童クラブを実施します。	こども課	・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施する。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。	・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施した。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを2,389世帯に交付した。	A	継続		・オーレンブラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施する。 ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。
		保育課	・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを提供する。	・未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの保育サービスを実施した。	A	継続		・保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを提供する。
		学校教育課	・学童保育事業(開設数:48か所) ・特別な支援が必要な児童については、家庭、学校及び放課後児童クラブでの様子について、保護者、学校及び児童クラブの支援員等と情報を共有を図り、適切な支援を行う。 ・遊びを通して児童への支援や保護者の就労支援を行うとともに、支援員等については、研修会を通して資質の向上を図る。	・市内全ての小学校で放課後児童クラブを開設し、子育てと就労の両立を支援した。 ・特別な支援を要する児童への対応として、保護者、学校、相談員及び放課後児童クラブ支援員等と情報共有を図るとともに、支援会議を実施するなど、適切な支援に努めた。 ・支援員等に対し、児童への対応等各種研修会を実施し、資質向上を図った。	A	継続		・学童保育事業(開設数:48か所) ・特別な支援が必要な児童については、家庭、学校及び放課後児童クラブでの様子について、保護者、学校及び児童クラブの支援員等と情報を共有を図り、適切な支援を行う。 ・遊びを通して児童への支援や保護者の就労支援を行うとともに、支援員等については、研修会を通して資質の向上を図る。
	(2)男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実 介護に関する男女共同参画推進センター講座の実施など、男女共同参画の視点に立った介護支援の啓発を推進します。	男女共同参画推進センター	(再)情報紙の発行(4回、各15,400部) ・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上)	(再)情報紙の発行(4回、各15,400部) ・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座を開催した。 センター講座2回(11月(2講座)・30人)	A	継続		・「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、各15,400部)
	(3)女性の心身の健康支援 ライフステージに応じた的確に健康管理ができるよう、健康教育や健康診査、相談の機会を充実していく必要があります。女性の性と健康のための情報提供と相談支援を行います。	健康づくり推進課	・健康づくりリーダー研修会の実施(会場、回数は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ決定) ・女性の心身の健康相談(レディース検診会場) ・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会を提供する。	・健康づくりリーダー研修会を実施した。(30地区) ・女性の心身の健康相談を実施した。(レディース検診会場での相談機会を提供:118会場) ・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会を提供した。	A	継続		・健康づくりリーダー研修会の実施(会場、回数は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ決定) ・女性の心身の健康相談(レディース検診会場) ・レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会を提供する。
	男女共同参画推進センター	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座の開催(1講座以上)	・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座を開催した。 センター講座1回(9月・30人)	A	継続		・女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座の開催(1講座以上)	
(4)啓発の推進 男性も女性も、仕事と育児・介護等の調和が図られるよう、「家庭は男女が協力し合い一緒につくるもの」という意識の普及に向けて、人権週間、男女共同参画週間などの機会に、家庭や地域、企業等に対し、意識啓発の取組を推進します。	男女共同参画推進センター	(再)情報紙の発行(4回、各15,400部) (再)「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上)	(再)情報紙の発行(4回、各15,400部) (再)「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座を開催した。 センター講座2回(11月(2講座)・30人)	A	継続		(再)「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、各15,400部)	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画	
具体的な施策(目的)									
実施施策									
第1節 人権擁護の確立									
1 国籍条項									
(1)職業選択の自由と働く権利の保障 採用試験における全ての職種について、引き続き、国籍要件を設けません。		人事課	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。	・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けてない。	A	継続		・採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。	
第2節 人権教育・啓発の推進									
1 人権啓発推進組織の充実									
(1)上越市国際交流センター機能の充実 上越市市民プラザ内に開設している上越市国際交流センターを、外国人市民のニーズに応じた情報提供や交流の場として活用します。		共生まちづくり課	・国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場の提供(上越国際交流協会へ委託)	・国際交流センターを運営し、国際交流や国際理解に関する情報提供を行うことで、国際交流の拠点として広く利用された(上越国際交流協会へ委託)。利用実績5,000人	A	継続		・国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場の提供(上越国際交流協会へ委託)	
(2)民間団体活動との連携 外国人市民との相互理解のために、上越国際交流協会などの関係機関や民間団体・組織と連携し、交流と支援の促進を図ります。		共生まちづくり課	・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定	・県国際交流協会主催の国際交流連絡会議に出席し、市内のみならず県内で活躍する関係団体や他市町村と情報交換し、必要に応じて連携した(オンライン開催)。4月28日開催:47団体57名参加	A	継続		・上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定	
(3)交流事業の推進 多文化共生社会の形成に向け、互いの文化を理解し尊重し合えるよう、講演会やセミナー、交流会の実施など、交流事業を推進します。		共生まちづくり課	・上越国際交流協会による異文化交流ワールドキャンプ(上越国際交流協会へ委託)や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施	・新型コロナ対応として、「ワールドキャンプ」を「ワールドデイキャンプ」として実施し、市内の小学5・6年生を対象に、ALTや留学生との交流を通じて文化の違いや習慣の違いを発見する機会を提供した(上越国際交流協会へ委託、2回実施)。開催日 第1回:8月1日、第2回:8月8日 参加者 計84人 ・上越国際交流協会が英語しゃべり場などの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	A	見直し	・宿泊を伴う夏期のキャンプ事業は、新型コロナのほか、熱中症の危険性や参加者の負担感が大きいと、親子や友人と誰でも気軽に参加できる日帰りイベントとし、これまで以上の大勢の参加による効果を期待したいため、事業の見直しを行う。	・上越国際交流協会による異文化体験イベント(上越国際交流協会へ委託)や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施	
(4)国際交流ボランティアの養成 市民主体の国際交流活動を推進するため、リーダーとなる人材を養成する講座を実施します。		共生まちづくり課	※国際交流ボランティアを一定数確保できたことから、講座は隔年実施とし、R4年度は休講	R4年度は休講。	D	見直し	・国際交流ボランティアを一定数確保できたことから講座は隔年実施としたが、当該講座の受講実績が少ない(R3年度実績1人)ことから、事業のあり方を見直すこととする。	生活日本語教室の指導者(ボランティア)スキルとして国際理解が重要であるため、事業統合を検討する。	
2 就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育・啓発の推進									
(1)就学前教育における国際理解教育									
ア 保育・教育者の資質と指導力の向上 遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修を実施し、保育・教育者の資質と指導力の向上に取り組みます。		保育課	・園長会議等において外国につながる園児への保育について情報交換を行い、文化や生活習慣等に配慮した保育の各園での実践につなげる。	・園長会議で外国につながる園児への保育について情報交換を行い、文化や生活習慣等に配慮した保育の実践につなげた。	A	継続		・園長会議で外国につながる園児への保育について情報交換を行い、文化や生活習慣等に配慮した保育の実践につなげる。	
		学校教育課	・外国につながる園児について、校内研修や情報交換を行い、その園児のもつ文化・風習に配慮した教育を行うことへの働きかけ	・今年度、該当園児が在籍しなかったが、時折連絡を取り合い、保育・教育者の国際理解の感覚向上に努めた。	B	継続		・保育・教育者の国際理解教育に係る研修について園と協議する。	
イ 保護者啓発の充実 外国人市民の人権問題に関する認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。		保育課	・外国につながる園児に対する文化や生活習慣への理解を促すため、当該園児や周りの園児、保護者にわかりやすい趣旨説明を行う。	・保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促した。	A	継続		・保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促す。	
		学校教育課	・異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけ	・ドイツから招致した国際交流員を活用し、ドイツの食文化等を紹介する異文化理解講座を実施した。	B	継続		・保護者に対する啓発活動の在り方を園と協議する。	
(2)学校教育における国際理解教育									
ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実 外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携の下に、個々に応じた日本語指導の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。		学校教育課	・日本語支援に関しては、今後も関係機関との連携を図るとともに、R3年度の新規事業の評価を確実にし、日本語支援が必要な児童生徒の学習を支援していく。	・外国につながる児童・生徒の編入前に上越国際交流協会の講師によるプレクラスを実施し、学校生活への適用促進を図った。また、iPadを積極的に活用し日本語の指導等を行っている。	A	継続		・外国人市民の児童・生徒への理解と協力を得るため、保護者や地域住民への学校からの情報発信や授業公開を促進する。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画	
具体的な施策(目的)									
実施施策									
イ	国際化に対応した国際理解教育の推進 外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。	学校教育課	・新型コロナウイルス感染症禍で全ての学校に通年ALTを配置できるかどうか、現時点では見通しがたたないが、ALTを活用して、外国人や外国文化に対する理解を深めていく。	・R4年4月に欠員補充の2名のALTが来日し、19名のALTの配置が完了した。4月以降、全ての学校において計画的にALTを活用した。	A	継続		・小学校3年生以上、中学校全学年において週1回または隔週に1回を目途にALTを活用した授業を実施する。	
	ウ 母語による教科支援 上越国際交流協会と上越教育大学、学校とが協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して、実態や必要に応じて母語による教科支援を行います。	学校教育課	・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施	・日本語能力が1段階(日常会話ができない)の児童・生徒の編入前に、上越国際交流協会によるプレクラスを行い、就学支援を実施した。	B	継続		・上越国際交流協会と上越教育大学、学校とが協力し、日本語支援を行う。 ・児童・生徒用iPadを教科学習に活用する。	
(3)社会教育における国際理解教育									
ア	外国人市民に対する学習の機会・情報の提供 外国人市民と日本人が同じ市民として言葉、文化、生活習慣の相互理解を図るため、外国人市民に対し多言語による情報提供や学習会、交流会を実施します。	共生まちづくり課	・外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託) ・地域の一員として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳について学ぶ基礎講座を開催(上越国際交流協会へ委託)	・外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、生活に必要な最低限の日本語を学習する機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 4教室、延べ90回、300人受講 ・通訳について学ぶ基礎講座を開催し、通訳について学び、語学力を向上する機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 全4回 15人受講	A	継続		・外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託) ・地域の一員として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳について学ぶ基礎講座を開催(上越国際交流協会へ委託)	
イ	市民の学習・啓発活動の充実 外国人市民についての理解を深めるため、上越市国際交流センターを拠点に国際ボランティア養成講座を始めとする各種講座を実施するとともに、市民への図書や教材の貸出し、交流会の実施に取り組む。	共生まちづくり課	・図書の貸出や資料の収集・提供(上越国際交流協会へ委託) ※(再)国際交流ボランティアを一定数確保できたことから、講座は隔年実施とし、R4年度は休講	・国際交流センターで国際交流や国際理解に関する図書の貸出や資料の収集・提供を行った(上越国際交流協会へ委託)。 (再)国際交流ボランティア養成講座はR4年度は休講。	A	見直し	(再)国際交流ボランティアを一定数確保できたことから講座は隔年実施としたが、当該講座の受講実績が少ない(R3年度実績1人)ことから、事業のあり方を見直すこととする。	(再)生活日本語教室の指導者(ボランティア)スキルとして国際理解が重要であるため、事業統合を検討する。	
ウ	青少年を対象とした国際理解の推進 「謙信KIDSプロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。	社会教育課	・小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施	・謙信KIDSプロジェクト事業において、「ワールドツアー」の講座を実施した(上越国際交流協会へ委託)。 (延べ4回、44人受講)	A	継続		・小学校3～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施	
エ	市職員の資質の向上 外国人市民への支援の充実を図るため、庁内関係部署による情報共有会議や研修などにより職員の資質の向上に取り組む。	共生まちづくり課	・外国人市民と関係する課等の職員との情報の共有 ・必要に応じ勉強会等の開催 ・職員向けやさしい日本語講座の実施	・外国人市民と関係する課等と情報共有するとともに、各課等からの相談に応じた。 ・外国人市民とのコミュニケーションを促進するため、職員向けやさしい日本語講座を実施した。	A	継続		・外国人市民と関係する課等の職員との情報の共有 ・必要に応じ勉強会等の開催 ・職員向けやさしい日本語講座の実施	
第3節 社会参画の推進									
-	(1)外国人市民の地域社会への参画 外国人市民がその能力をいかし、地域の一員として活躍できる環境づくりを推進します。	共生まちづくり課	・人にやさしいまちづくり推進会議において、外国人委員の意見を聴く。	・人にやさしいまちづくり推進会議委員として、外国人市民を公募選任し、外国人市民の意見を聞く機会を設けた。	A	継続		・人にやさしいまちづくり推進会議において、外国人委員の意見を聴く。	
	(2)啓発の推進 共に地域に暮らす住民として、互いの文化を理解して尊重し合えるように、講演会やセミナー、交流会の実施など、地域等との連携により交流事業を実施します。	共生まちづくり課	(再)上越国際交流協会による異文化交流ワールドキャンプ(上越国際交流協会へ委託)や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施	(再)新型コロナ対応として、「ワールドキャンプ」を「ワールドデイキャンプ」として実施し、市内の小学5・6年生を対象に、ALTや留学生との交流を通じて文化の違いや習慣の違いを発見する機会を提供した(上越国際交流協会へ委託、2回実施)。 開催日 第1回:8月1日、第2回:8月8日 参加者 計84人 (再)上越国際交流協会が英語しゃべり場などの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	A	見直し	(再)宿泊を伴う夏期のキャンプ事業は、新型コロナのほか、熱中症の危険性や参加者の負担感が大きいため、親子や友人と誰でも気軽に参加できる日帰りイベントとし、これまで以上の大勢の参加による効果を期待したいため、事業の見直しを行う。	(再)上越国際交流協会による異文化交流イベント(上越国際交流協会へ委託)や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度			
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画		
具体的な施策(目的)										
実施施策										
-	(3)相談体制の充実 外国人の人権に配慮し、在留資格や国籍など外国人特有の相談に応じるため、関係機関や民間団体・組織との連携により的確に対応します。	共生まちづくり課	(再)外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 相談方法:対面・電話・メール・オンライン ・増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(月1回)	(再)外国人相談窓口を開設し、外国人市民が安心・安全な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 相談方法:対面・電話・メール・オンライン 相談件数:300件 ・増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会を月1回実施した。	A	継続		(再)外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 相談方法:対面・電話・メール・オンライン ・増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(月1回)		
	(4)日本語習得の支援 外国人市民の日本語習得を支援するため、生活日本語教室を実施します。	共生まちづくり課	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、生活に必要な最低限の日本語を学習する機会を提供した(上越国際交流協会へ委託) 4教室、延べ90回、300人受講	A	継続		(再)外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)		
	(5)情報提供の充実 社会生活に必要な各種の情報を提供するため、多言語の表記による生活ガイドブックや多言語版ごみ分別ポスター・カレンダーを作成します。また、各種案内表示についてもやさしい日本語や外国語併記を推進します。	共生まちづくり課	・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)(上越国際交流協会へ委託) ・広報上越やハザードマップ等を多言語で配信する。	・国際交流センターのホームページ(英・中・韓)を作成し、市民に向けた情報提供を行った(上越国際交流協会へ委託)。 ・外国人市民が必要な情報を見ることができるよう、広報上越やハザードマップ等を多言語で配信した。	A	継続		・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)(上越国際交流協会へ委託) ・広報上越やハザードマップ等を多言語で配信する。		
		生活環境課	・多言語用のごみ分別ポスター及び収集カレンダーの作成及び配付 ・翻訳アプリケーション「カタログポケット」に分別ポスターの掲載	・多言語用ごみ分別ポスター及び収集カレンダーを作成・配布したり、「カタログポケット」への分別ポスターを掲載し、外国人市民へ分かりやすいごみの分別方法を周知した。	A	継続		・多言語用のごみ分別ポスター及び収集カレンダーの作成及び配付 ・翻訳アプリケーション「カタログポケット」に分別ポスターの掲載		
	(6)医療通訳ボランティアの派遣 外国人市民の健康を確保するため、日本語を話せない外国人市民が医療機関を受診する際に、医療機関との意思疎通を図るための「医療通訳ボランティア」を派遣します。	地域医療推進室	・医療通訳ボランティアの派遣 ・医療通訳ボランティア育成講座の開催 ・外国人医療支援出前講座の開催	・全ての申請に通訳ボランティアを派遣し、外国人市民と医師等との意思疎通を支援することで、外国人市民の医療不安の軽減を図った。派遣件数200件(予定) ・医療通訳ボランティアのスキルアップを図るため、医療制度等を学習する育成講座開催の準備を進めている(上越国際交流協会へ業務を委託)。 ・医療機関における外国人医療支援出前講座は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で実施した(上越国際交流協会へ業務を委託)。	A	継続		・医療通訳ボランティアの派遣 ・医療通訳ボランティア育成講座の開催 1講座 ・外国人医療支援出前講座の開催 1講座		
	(7)災害時の外国人への支援 災害発生時に、市災害応急対策計画に基づき多言語による情報発信、相談員の派遣を行います。また、多言語支援センターが設置された場合、市と上越国際交流協会が連携し、日常業務で蓄積した地域の外国人情報を活用しながら支援に当たります。	共生まちづくり課	・災害時の外国人支援に関心のある県民(外国人、行政職員、防災士、日本語教育関係者、社会福祉協議会、ボランティア等)を対象とした、災害時外国人支援セミナー及び、災害時外国人支援模擬訓練への参加(新潟県国際交流協会主催)	・災害時外国人支援研修会に参加し、県内の外国人の状況や法改正に伴う外国人数の増加見込、やさしい日本語の重要性等について学ぶとともに、模擬訓練を行い、災害時の行政、ボランティア、多言語支援センター等の役割について学んだ(新潟県国際交流協会主催)。	A	継続		・災害時の外国人支援に関心のある県民(外国人、行政職員、防災士、日本語教育関係者、社会福祉協議会、ボランティア等)を対象とした、災害時外国人支援セミナー及び、災害時外国人支援模擬訓練への参加(新潟県国際交流協会主催)		
		市民安全課	・外国人向けの防災パンフレット作成(市防災委員会事業)	・4か国語対応の外国人向けパンフレットを作成し、市内町内会に配布した。	A	継続		・希望する町内会に必要部数を配布する。		
	危機管理課	・令和4、5年度の2か年にかけて、次期防災行政情報伝達システムの検討を行う。 ・この検討の中で、情報発信の多言語化を進める。	・多言語による情報配信手段に關し、防災アプリ等の導入について、維持管理性や拡張性等の将来性を見据えた基本設計を行った。	A	継続		・基本設計に基づき、多言語による情報配信手段の詳細な設計を行う。			
第4節 職業の安定と雇用の促進										
-	(1)相談・啓発活動の推進 企業や上越公共職業安定所と連携し、能力開発や資格の取得、実務研修のほか、企業への啓発、就労や雇用情報の提供に取り組みます。	産業政策課	(再)上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。	(再)市と上越公共職業安定所が連携し、上越文化会館で開催した「新規高卒者採用選考に関する説明会」(9月5日)において、公正採用選考に関するチラシを配布した。	A	継続		(再)上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。		

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度			
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画		
具体的な施策(目的)										
実施施策										
第1節 人権擁護の確立										
-	(1)高齢者の相談支援の実施 高齢者の虐待、生活困窮等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	すこやか なくらし包 括支援セ ンター	・地域包括支援センターの案内チラシの配布、高齢者の虐待等に関する相談対応の実施	・地域包括支援センターの職員が高齢者世帯を訪問した時や各種講座に参加した時に、地域包括支援センターの案内チラシを配布した。 ・すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に対応した。	A	継続		・地域包括支援センターの案内チラシの配布、高齢者の虐待等に関する相談対応の実施		
	(2)権利擁護の推進 高齢者の虐待防止に取り組むほか、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護が適切に行われるように、成年後見制度に関する相談に対応し、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	すこやか なくらし包 括支援セ ンター	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域の実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「連携連絡会議」を開催する。	(再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行った。 (再)成年後見制度利用促進連携連絡会議において、関係団体と地域の実態や課題について意見交換を行い、地域のネットワークを強化した。	B	継続		・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域の実態や課題などについて関係団体と意見交換を行う「成年後見制度利用促進連携連絡会議」の開催		
	(3)人権啓発の推進 高齢者の人権について市民の理解を深め、高齢者に対する偏見や差別、虐待を解消するため、広報上越や市ホームページなどによる啓発活動を推進します。人権侵害が発生した場合は、事実関係を調査し、加害者にその行為が人権侵害であることを理解させるなどの教育指導・啓発を行います。 また、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進に向け、関係機関と連携しながら相談窓口や制度の周知を行います。	人権・同 和対策室	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(400冊)。	(再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。 (再)人権啓発用リーフレットを市民に配布した(600部)。 (再)人権啓発用町内回覧板を希望町内会に配布した(320冊)。	A	継続		(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。 (再)人権啓発用のリーフレットを機会を捉えて市民に配布する(500部)。 (再)人権啓発用の町内回覧板を希望する町内会に配布する(450冊)。		
		すこやか なくらし包 括支援セ ンター	(再)地域包括支援センターの案内チラシの配布、高齢者の虐待等に関する相談対応の実施	(再)地域包括支援センターの職員が高齢者世帯を訪問した時や各種講座に参加した時に、地域包括支援センターの案内チラシを配布した。 (再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に対応した。	A	継続		(再)地域包括支援センターの案内チラシの配布、高齢者の虐待等に関する相談対応の実施		
第2節 人権教育・啓発の推進										
-	(1)市職員の資質の向上 市職員一人ひとりが、自らの職務や地域社会の中で、人権啓発の指導的役割を果たすことができるよう研修を実施します。	人権・同 和対策室	(再)新規採用職員(5月12日(木))及び係長級と所属長職員を対象とした職員研修を実施する。	・人権問題全般の現状・課題等をテーマに新規採用職員研修を実施した(5月12日、44人参加)。なお、係長級職員及び所属長職員の研修は2月実施予定。	A	継続		・人権・同和問題に関する新規採用職員、係長級職員及び所属長職員の研修を実施する。		
	(2)教職員の資質の向上 高齢化の進展を踏まえ、学校教育における福祉教育の推進を図る必要があります。また、高齢者のもつ優れた知識・経験を生かすことのできる世代間の相互交流や地域の連帯感を高める活動を推進します。	学校教育課	・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を図る。	・重点説明会(3月)、授業改善支援訪問(6月～12月)を実施し、高齢者の人権について、新潟県の人権課題の1つとして示し、課題解決のための授業実践の必要性を説明することで、教職員の意識向上を図った。	A	継続		・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を図る。		
	(3)学習と交流の機会の充実 地域住民に身近な公民館等社会教育施設を活用し、高齢者のニーズ・課題に応じた学びや交流の機会となる事業を行います。また、高齢者のもつ優れた知識・経験を生かすことのできる世代間の相互交流や地域の連帯感を高める活動を推進します。	社会教育課	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿とし、学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するため、各種事業を実施する。	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」の実現に向け、各地区で、地域資源や人材をいかした特色ある事業や支援に取り組みながら、人づくり、地域づくりを推進した。 ・地域住民のニーズに応じ、学びの意欲を高めたり交流の輪を広めたりする趣味・教養講座や、世代間の交流を図る青少年教育活動事業等を実施した。	A	継続		・地域住民のニーズに応じ、学びの意欲を高めたり交流の輪を広めたりする講座や、世代間の交流を図る講座等を実施する。		
	(4)人権啓発の推進 高齢者の人権について、高齢者も含めた市民の理解を深め、高齢者に対する偏見や差別、虐待を解消するため、人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」の実施や広報上越、市ホームページによる啓発活動を推進します。	人権・同 和対策室	(再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を実施する(7回)。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施した(7回、100人)。 (再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。	A	継続		(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。		
	すこやか なくらし包 括支援セ ンター	(再)地域包括支援センターの案内チラシの配布、高齢者の虐待等に関する相談対応の実施	(再)地域包括支援センターの職員が高齢者世帯を訪問した時や各種講座に参加した時に、地域包括支援センターの案内チラシを配布した。 (再)すこやかなくらし包括支援センター及び地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待等の相談に対応した。	A	継続		(再)地域包括支援センターの案内チラシの配布、高齢者の虐待等に関する相談対応の実施			

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
第3節 社会参加の推進								
-	(1)シルバー人材センターの支援 高齢者の就業機会を確保するため、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センターの支援を行います。	高齢者支援課	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援する。 補助額:17,801千円	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	A	継続		・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援する。 補助額:17,801千円
	(2)社会参加の機会確保 生きがいと健康づくりを推進する多様な事業を実施するとともに、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を実施します。また、高齢者が現役時代に磨き上げてきた知識や経験、技能など、かけがえのない力を活力ある地域づくりに役立てるための仕組みづくりを検討し、高齢者の活躍の場を創出します。	高齢者支援課	・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 ・老人クラブ連合会とともに、活動の活性化を図り、積極的な社会参加を促すための取組について、検討を行う。 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進	・高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 高齢者趣味講座(延受講者: 8,343人) シニアセンター(入館者: 2,900人) シニア作品展(出展:331点、来場者: 856人) シニアスポーツ大会(10区999人) シニアゲートボール大会(6区316人) ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止 シニアスポーツ大会(3地区) ・老人クラブへの支援を拡充し補助(老人クラブ連合会加入クラブ 186団体、老人クラブ連合会に加入しない団体 38団体)、老人クラブ相談窓口の実施 ○単位老人クラブへの補助金 加入クラブ交付額: 12,139千円 未加入団体交付額: 887千円 ○老人クラブ連合会への補助金 活動費交付額: 5,385千円 事業費交付額: 200千円 ・市老人クラブ連合会と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会の実施 (再)シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	B	継続		・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 ・老人クラブ連合会とともに、活動の活性化を図り、積極的な社会参加を促すための取組について、検討を行う。 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進
	(3)相互で助け合う体制づくりの促進 ボランティアによる高齢者相互や地域における助け合い体制の構築を支援します。	高齢者支援課	・有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施 ・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施	・訪問型サービスB担い手養成講座を受講した有償ボランティアが利用者宅を訪問し、生活支援サービス(話し相手や安否確認、家事援助)を提供した。 R4延べ利用者数:600人 ・ボランティア養成講座を6回、担い手フォローアップ講座を2回開催した。	A	継続		・有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施 ・ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施
	(4)ユニバーサルデザインの推進 高齢者が安全・安心で快適に利用できる施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。	共生まちづくり課	(再)新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	(再)・障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者への配慮を行った。 ○新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準審査 協議件数:20件 適合施設:5件 ○上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく協議 協議件数:50件 適合施設:45件	A	継続		(再)新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。
		高齢者支援課	・介護保険制度における住宅改修費の支給 ・高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給	・居宅介護住宅改修費の支給件数:515件 ・介護予防住宅改修費の支給件数:336件 ・高齢者向けリフォーム補助金の支給件数:59件	A	継続		・介護保険制度における住宅改修費の支給 ・高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
第4節 社会福祉の充実								
一	(1)地域包括支援センターの運営 身近な地域の相談機関である地域包括支援センターにおいて、高齢者の日常生活や介護、健康等の相談に応じるとともに、関係機関と連携し必要な支援につなげます。また、地域ケア推進会議を開催し、高齢者が地域において自立した日常生活を継続できるよう、地域の支援者と連携しながら見守り等の必要な支援体制を整備します。	すこやか なくらし包 括支援セ ンター	(再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・高齢者が地域において自立した日常生活を継続できるよう、地域ケア推進会議を開催する。	・市民に身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する各種相談に対応した。 ・地域ケア推進会議において、町内会長や民生委員・児童委員、医療・福祉・介護関係者と、高齢者や障害のある人等の現状・課題を共有し、地域のネットワークづくりを進めた。	A	継続		・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域ケア推進会議の開催
	(2)介護支援専門員の資質向上 支援が必要な人の自立支援や重度化防止につながるケアマネジメントができるように、研修を継続的・体系的に実施し、介護支援専門員の資質の向上に取り組めます。	高齢者支 援課	・介護支援専門員への支援 ・介護支援専門員への定期的な研修会の開催 ・苦情・相談体制の整備 ・事業者間の連携促進	・居宅介護支援事業所向け研修会を実施した(1回) ・地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員の資質向上を目的に研修会を実施した(11回) ・地域ケア推進会議など各種会議の場を通して、事業者間の連携体制を確認した。	A	継続		・介護支援専門員への支援 ・介護支援専門員への定期的な研修会の開催 ・苦情・相談体制の整備 ・事業者間の連携促進
	(3)介護保険運営協議会の開催 市民参加型の運営協議会を開催し、介護保険事業の運営状況や事業計画の見直し・策定に関する審議を行い、事業の円滑化を図ります。	高齢者支 援課	・介護保険運営協議会の開催:2回	・介護保険運営協議会を2回開催した。	A	継続		・介護保険運営協議会の開催:5回
	(4)介護相談員派遣事業の実施 利用者相談や事業者との連携の中で、サービスの質の向上を図る「介護相談員派遣事業」を行います。	高齢者支 援課	・介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣する。 訪問回数:96回 ・なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、上半期は介護保険事業所に対する介護相談員派遣事業を中止する。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、介護保険事業所に対する介護相談員派遣事業を中止した。	C	継続		・介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣する。 訪問回数:216回
	(5)個別訪問型保健指導の実施 介護予防事業として、脳血管疾患や糖尿病などの発症予防や重症化予防のため、個別訪問型の保健指導を引き続き行います。	健康づく り推進課	・高齢者健康支援訪問の実施 訪問計画件数は約2,730件	・高齢者健康支援訪問を実施した。 訪問件数は2,276件	B	継続		・高齢者健康支援訪問の実施 訪問計画件数は約2,600件
	(6)認知症初期集中支援チームの設置 認知症専門医、保健師、社会福祉士及び認知症地域支援専門員などで構成する認知症初期集中支援チームが、認知症の人やその家族の相談に応じ、専門医の受診や介護サービス等につなげます。	すこやか なくらし包 括支援セ ンター	・認知症初期集中支援チームによる個別相談の実施 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・キャラバンメイトの資質向上を図る研修会の開催	・認知症初期集中支援チームが、認知症に関する相談に応じ、専門医への受診や介護サービスへの利用につなげた。 相談件数50件(見込み) ・認知症サポーター養成講座を実施し、地域における支援者を養成した。 受講者数1,200人 ・キャラバンメイトを対象に、資質向上を図るための研修会を開催した。 受講者数36人	A	継続		・認知症初期集中支援チームによる個別相談の実施 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・キャラバンメイトの資質向上を図る研修会の開催

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
第1節 人権擁護の確立								
—	(1)子ども・子育て支援総合計画の推進 『子ども・子育て支援総合計画』に位置付けた各種施策を着実に推進するため、子ども・子育て会議において進捗管理を行います。	子ども課	・「上越市子ども・子育て会議」を3回開催し、子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を行う。	・「上越市子ども・子育て会議」を3回開催し、子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を行った。	A	継続		・「上越市子ども・子育て会議」を3回開催し、子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を行う。
	(2)子どもの虐待予防の推進 子どもの虐待防止を図るため、児童相談所や教育機関、警察署などの関係機関により構成する上越市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の早期発見、早期支援に取り組むとともに、保育園や学校等の職員を対象に虐待対応研修会や市民啓発を行っています。 また、乳幼児健康診査や家庭訪問などの機会を通して、保健師や家庭児童相談員等が不安や負担感を抱える保護者への支援を行います。	すこやか・なくらし包括支援センター	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応 ・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催 ・子どもの虐待防止実務者研修会の実施 (再)市民を対象とした出前講座の実施 (再)市内保育園等において虐待通告後の対応研修を実施 (再)市内の民営化した4園において「子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版」を活用した児童虐待対応研修を実施 ・関係者の連絡会議の開催	(再)すこやか・なくらし包括支援センターにおいて、子どもの育ちに関する相談支援を行った。 (再)子どもの虐待に関する相談については、専門職が実態を的確に把握し、児童相談所等の関係機関と連携しながら、早期の支援を行った(相談件数:4,200件)。 (再)また、定期的に保育園や小中学校等と、子どもの虐待に関する情報を共有し、早期発見につなげるとともに、虐待の予防を図った。 ・6月に要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、各関係機関と児童虐待の現状を共有するとともに、活動内容や連携体制を確認した。 ・子どもの虐待防止実務者研修会を6回実施した。 (再)児童虐待防止の普及啓発を目的に、市民等を対象に出前講座を実施した。(40回、800人) (再)保育園や小中学校等を対象に、虐待通告後の対応研修を実施した。(3回) (再)市内民営化した4園において、「子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版」を用いた研修会を実施した。 ・関係者の連絡会議の開催として、代表者会議1回、合同実務者会議2回、ブロック会議14回を実施した。	A	継続		(再)子どもの育ちに関する相談の実施 (再)子どもの虐待への早期発見・早期支援の実施 ・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催 ・子どもの虐待防止実務者研修会の実施 (再)教職員や保育関係者等を対象とした、虐待対応等に関する研修会の実施 (再)市民を対象とした出前講座の実施 ・関係者の連絡会議の開催
	(3)若竹寮管理運営 「児童福祉法」に基づき、何らかの事情により社会的養護が必要な児童を養育し、自立のための援助を行う。	子ども課	・様々な事情により社会的養護が必要な子どもを養育し、自立のための援助を行う。	・様々な事情により社会的養護が必要な子どもを養育し、自立のための援助を行った。	A	継続		・様々な事情により社会的養護が必要な子どもを養育し、自立のための援助を行う。
	(4)母子生活支援施設の運営 「児童福祉法」に基づき、配偶者のない母親またはこれに準ずる事情がある母親及びその児童を入所・保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	子ども課	・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。	・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援した。	A	継続		・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。
	(5)生徒指導への支援 教職員が、児童・生徒の悩みの解消に向けた心のケアや児童・生徒の自主的・自治的な特別活動の推進を適切に指導できるようにカウンセリングや学級づくりの研修を実施します。	学校教育課	・いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施する。	・年4回、いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施した。	A	継続		・いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施する。
	(6)やすづか学園運営費の補助 自然と地域の中で生活・学習を通して、子どもたちの傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援します。	福祉課	・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金を交付する。	・不登校に悩む子どもたちが自立した社会生活を送れるよう支援する、やすづか学園に補助金を交付した。	A	継続		・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金を交付する。
	(7)子育て関連施設等における相談の実施 保育園、こどもセンター及び子育てひろばにおいて、子育てに関する相談に常時応じるほか、専門員による相談室を定期的に開設します。	保育課 子ども課	・必要に応じて関係機関と連携しながら、保育園やこどもセンター等において子育て相談を実施する。	・必要に応じて関係機関と連携しながら、保育園やこどもセンター等において子育て相談を実施した。	A	継続		・必要に応じて関係機関と連携しながら、保育園やこどもセンター等において子育て相談を実施する。
	(8)子どもの悩み相談の実施 助産師による電話相談や学校訪問カウンセラーによる学校での教育相談、電話相談(子どもほっとライン)及び来所相談を実施し、思春期における不安の軽減や理解の普及、友人関係や生活の悩みの解消に向けた助言や支援を行います。 また、不登校児童・生徒適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒の社会的自立をめざした学校復帰や希望する進路実現のための助言や支援を行います。	健康づくり推進課 学校教育課	・助産師による電話相談の実施(週4回) ・学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 ・「子どもほっとライン」での電話相談の実施 ・来所相談の実施 ・不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施	・思春期保健事業を通じて、相談先を周知した。 ・助産師による電話相談を週4回実施した。(計194回) ・学校訪問カウンセラー10名による学校訪問相談、24時間相談電話「子どもほっとライン」、教育相談所での来所相談、適応指導教室指導員による不登校相談を実施し、子どもや保護者の悩みの解消に努めた。	A A	継続 継続		・助産師による電話相談の実施(週4回) ・各相談事業を継続して実施すると共に、不登校の増加に対応すると取組を実施する。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度			
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画		
具体的な施策(目的)										
実施施策										
-	(9)民生委員・児童委員、主任児童委員活動 常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施します。	福祉課	・民生委員・児童委員、主任児童委員に必要な知識、技術習得、委員の資質向上のための研修会開催の支援を行う。	・各種研修会に出席しスキルの向上を図るとともに、子どもに関する相談や支援を行った。 (8月4日 上越市民児協連児童部会)	A	継続		・民生委員・児童委員、主任児童委員に必要な知識、技術習得、委員の資質向上のための研修会開催の支援を行う。		
	(10)JASTじょうえつあしんサポートチーム 学校だけでは解決困難なケースに対し、学校が主体となって早期解決できるよう、チームによる支援を行います。	学校教育課	・指導主事やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への助言や支援、ケース会議への参加などを通して、学校だけでは解決が困難な事例についての支援を行う。	・指導主事やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への助言や支援、ケース会議への参加などを通して、学校だけでは解決が困難な事例についての支援を行った。	A	継続		・指導主事やカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる学校への助言や支援、ケース会議への参加などを通して、学校だけでは解決が困難な事例についての支援を行う。		
	(11)いじめ問題対策連絡協議会の運営 いじめ防止等のための対策についての協議や関係機関等相互の連絡調整を行いながら、いじめ防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項について協議します。	学校教育課	・いじめ問題対策協議会の運営(2回)	・いじめ問題対策協議会を運営した(2回)。	A	継続		・いじめ問題対策協議会の運営(2回)		
	(12)いじめ防止対策等専門委員会の設置 重大事態発生時に教育委員会内に設置し、いじめ防止等のための対策について専門的知見からの調査研究や、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。	学校教育課	・いじめ防止対策等専門委員会の設置(1回+随時開催)	・いじめ防止対策等専門委員会を設置(1回+随時開催)した。 ・2月に専門委員会を開催し、年間の市の取組を総括するとともに、次年度に向けての方向性を確認した。	A	継続		・いじめ防止対策等専門委員会の設置(1回+随時開催)		
	(13)いじめ問題再調査委員会の設置 市長部局に設置し、市長の諮問に応じて、いじめ防止対策等専門委員会の調査結果について必要な調査を行います。	総務管理課	・いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)	・いじめ問題の重大事態の発生はなかったため、開催実績等はなし。	A	継続		・いじめ問題再調査委員会の設置(随時開催)		
	(14)性同一性障害に係る児童・生徒への的確な対応 「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日 文部科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒にきめ細かに対応します。また、性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、教職員を対象とした研修を実施します。	学校教育課 人権・同和対策室	・人権課題への確かな理解を図るため、性的マイノリティについて学ぶ各種研修会、講演会等への参加要請ならびに、情報提供を行う。 ・市ホームページ等で県や関係団体が主催する性的少数者に関する研修会等の開催情報を提供する。	・人権課題への確かな理解を図るため、性的マイノリティについて学ぶ各種研修会、講演会等への参加要請ならびに、情報提供を行った。 ・県や人権団体主催による性的少数者に関する研修会等は実施されなかったが、市ホームページで性的少数者に関する情報を提供した。	A A	継続 継続		・人権課題への確かな理解を図るため、性的マイノリティについて学ぶ各種研修会、講演会等への参加要請ならびに、情報提供を行う。 ・市ホームページ等で性的少数者の理解を深めるための情報や、県・関係団体が主催する性的少数者に関する研修会等の開催情報を提供する。		
第2節 人権教育・啓発の推進										
1 理解の普及と意識の啓発										
(1)子どもの権利に関する啓発 広報上越や市ホームページなどを活用し、子どもの権利についての啓発活動を行うとともに、子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に向けて「子どもの権利講座」を実施し、子どもの権利を大切にす意識づくりを推進します。	こども課	(再)広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。	(再)広報上越11月号、11月9日放送のエフエム上越および市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行った。	A	継続		広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。			
(2)「子どもの権利」の理解の普及と意識の啓発 人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」や小学校区単位で行っている「人権を考える講話会」を実施するとともに、講師派遣事業も実施します。 また、人権に関する図書及びビデオの貸し出しを行います。	人権・同和対策室 社会教育課	(再)人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会を実施する(7回)。 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催予定) (再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出	(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を民生委員児童委員協議会や事業所等で実施した(7回、100人)。 (再)人権を考える講話会を17小学校区で開催した。 (再)図書14冊を購入し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。 (再)図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供し、利用を促した。	A A	継続 継続		(再)人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」を実施する。 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(15小学校区で開催予定) (再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出			
(3)虐待予防の啓発活動 子どもの虐待防止啓発を図るため、ポスターやリーフレットを公共施設、保育園、学校、病院等に配布するとともに、広報上越を活用し市民への啓発を行います。	すこやか なくらし 包括支援センター	・児童虐待防止に関するリーフレット等の配布、広報等による周知の実施	・11月の児童虐待予防推進月間に合わせ、公共施設や保育園、学校等へポスターやリーフレットを配布した。また、広報上越やエフエム上越等で児童虐待予防の啓発を行った。	A	継続		・児童虐待防止に関するリーフレット等の配布、広報等による周知の実施			

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
2 教育と学習								
(1)子どもの権利学習プログラム『えがお』を使った学習の推進 小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒が、子どもの権利学習テキスト『えがお』を使用した学習を通じて、子ども自身の権利を学ぶ取組と、学習の内容を保護者にも波及させるための取組を継続します。		子ども課	(再)市立小学校1年から中学校3年生までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付する。	(再)市立小学校1年から中学校3年生までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付した。	A	継続		市立小学校1年から中学校3年生までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付する。
(2)市職員、保育関係職員の資質の向上 子どもの権利に十分配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わる深い業務に従事している職員を対象に研修を実施し、職員の資質の向上に取り組みます。		子ども課	(再)子どもの権利に関する職員研修会を実施する。	(再)子どもの権利に関する職員研修会を9月27日開催し、74人の参加があった。	A	継続		子どもの権利に関する職員研修会を実施する。
(3)就学前教育における人権教育の充実 幼稚園・保育園などの教育・保育目標に人権教育の視点を位置付け、多様な体験活動を通して豊かな心や生命を尊重する心を育てる教育・保育を行います。 子どもを取り巻く環境、家庭・地域の教育力の現状を踏まえ、地域と連携して教育環境の整備を進めます。 子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを検討します。 人権教育の充実を図るために、研修により教職員の意識や資質の向上を図ります。		学校教育課	・重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組む子ども」を目指した教育活動の工夫と実践への助言 (再)学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の推進 ・保護者からの育児相談等への対応による育成環境づくりへの支援	・定期公開等の折に、担当指導主事が訪問し、重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組む子ども」を目指した教育活動の工夫と実践への助言を行った。 (再)公開日が増え、学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の機会が増えた。 ・保護者からの育児相談等へ適宜対応し、育成環境づくりへの支援を行った。	A	継続		・重点目標「友だちとかかわりながら、自発的に遊びに取り組む子ども」を目指した教育活動の工夫と実践への助言 (再)学校運営協議会等と連携した地域との交流機会の推進 ・保護者からの育児相談等への対応による育成環境づくりへの支援
		保育課	(再)日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。 (再)「地域活動事業」を通じ、行事等において地域住民との交流を行う。 (再)園児からの訴えや保護者からの育児相談等についての対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会に参加する。	(再)日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良きのびと遊ぶ保育を行った。 (再)新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、行事内容に制限を設けた中で工夫しながら、幅広い年齢層の地域住民と子どもたちとの交流を図った。 (再)10月27日開催の「子どもの権利及び児童虐待防止に関する研修会」に参加し、職員間で共有を図った。	A	継続		(再)日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。 (再)「地域活動事業」を通じ、行事等において地域住民との交流を行う。 (再)園児からの訴えや保護者からの育児相談等についての対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会に参加する。
(4)子どもとかわりをもつ大人に対する支援 民生委員・児童委員やPTAなど子どもとかわりのある大人が、子どもをめぐる課題を把握し、子どもの権利についての理解を深めるための講座を実施します。		子ども課	(再)PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を開催する。	(再)PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつの派遣による、子どもの権利に関する講座を開催した。	A	継続		PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPじょうえつによる、子どもの権利に関する講座を開催する。
(5)教職員研修の実施と子どもの権利学習への支援 子どもの権利に十分配慮した子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見など、教職員の研修を実施します。 また、学校における人権教育を支援するため、学校教育実践上の重点説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターは子どもの権利研修を実施するとともに、「人権問題に関する研究会」への参加を奨励するなど、情報提供を行います。		学校教育課	・子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見などについて教職員の理解を深めることを目的とした研修会を開催する。 ・学校教育実践上の重点説明会等において、人権教育への指導を行う。	・子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見などについて教職員の理解を深めることを目的に「ゲートキーパー」を主題にした子どもの権利研修会を開催した。 ・実践の共有化を図るため、同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施(2月)及び「学校同和教育研修資料」の作成と市内全小中学校区への配付(3月)を行った。	A	継続		
第3節 社会参加の推進								
(1)子どもボランティア参加推進事業 子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、小・中学校を通じて子どもたちが実践できるボランティア活動情報を提供し、子どもたちのボランティア活動への参加を促します。		共生まちづくり課	・児童・生徒向けのボランティアだよりKid'sの発行(1回)	・子どもたちが実践できるボランティア活動情報を掲載した「ボランティアだよりKid's」を作成し、市内の小中学校を通じて全児童・生徒へ配布した。 ・実施時期:7月	A	継続		・児童・生徒向けのボランティアだよりKid'sの発行(1回)
(2)キャリア教育における職場体験等の実施 人権感覚を養う学習の一環として、地域の方々からの職業講話、職場体験、地域行事への参加、地域の職場見学等の体験活動を通して、児童・生徒が地域の方と関わる教育を推進します。		学校教育課	・キャリアスタートウィークによる各中学校の実情に応じた職場体験、職業講話の実施 ・講師を派遣するマナー講習会の実施	・キャリアスタートウィークによる各中学校の実情に応じた職場体験、職業講話を実施した。 ・講師を派遣するマナー講習会を実施した。	A	継続		・キャリアスタートウィークによる各中学校の実情に応じた職場体験、職業講話を実施する。 ・講師を派遣するマナー講習会を実施する。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
一	(3)謙信KIDSプロジェクト 心豊かで、思いやりのある子どもの育成を進めるため、ふるさと上越の豊富で特色ある地域資源を活用した体験活動を実施します。	社会教育課	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供したほか、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供した。	A	継続		・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。
	(4)青少年教育活動事業 地域の子どもを対象に、地域資源及び地域の人材を活用した体験活動や交流を図る事業等を行います。	社会教育課	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「未来を支えるひとづくり」を柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」の実現に向け、各地区で、地域資源や人材をいかした体験活動や交流等を通じて、子どもたちの豊かな心をはぐくむ事業等に取り組み、人づくり、地域づくりを推進した。	A	継続		・地域資源及び地域の人材を活用した体験活動や交流等を通じて、子どもたちの豊かな心をはぐくむための事業を実施する。
	(5)家庭教育支援講座 保護者及び地域住民を対象に、家庭の持つ教育力を高める講演会等を実施します。	社会教育課	・主に保護者を対象に、家庭教育力向上や地域で子どもを育む大切さに関する講座のほか、子どもの居場所づくりのための講座を実施する。	・主に保護者を対象に、家庭教育力向上や地域で子どもを育む大切さに関する家庭教育支援講座のほか、子どもの居場所づくりのため、夏休み☆子どもついでひろば等の事業を実施した。	A	継続		・子どもたちが健やかに育つよう家庭教育力向上を図るとともに、子どもの居場所づくりのための事業を実施する。
	(6)青少年健全育成センター事業 青少年の非行防止及び若者育成支援事業等を充実し、健全育成を推進します。	青少年健全育成センター	・街頭指導により、非行防止・被害防止の呼びかけを継続する。(年間8,000人以上) ・若者の居場所(Fit)を中核にし高校生期以降の若者とその保護者の支援を実施する。 ・支援内容の充実のために次の事業を実施する。 1居場所の周知と利用者の掘り起こし 2親の会の開催 3若者支援機関や団体とのネットワークづくり 4若者支援者研修会の開催	・街頭指導において目標以上の声掛けを行うことができた。 ・若者の居場所(Fit)において、前年度以上の人数や内容の支援を実現することができた。 ・親の会、ネットワーク会議、若者支援者研修などの事業を計画どおり実施し、支援内容を高めることができた。	A	継続		・街頭指導により、非行防止・被害防止の呼びかけを継続する。(声掛け人数年間8,000人以上) ・若者の居場所(Fit)を中核にし高校生期以降の若者とその保護者の支援を実施する。(支援者15人以上) ・支援内容の充実のために次の事業を推進する。 1 親の会の開催 2 若者支援機関や団体とのネットワークづくり 3 若者支援者研修の開催
	(7)地域青少年育成会議 地域の子どものは地域で育てるという視点に立ち、地域が主体的に考えて学校と連携した教育活動を行い、地域の総合的な教育力の向上をめざす地域青少年育成会議の活動を推進します。 小・中学校、地域及び家庭が、それぞれの役割を自覚し連携することにより、いじめ、不登校、非行等の問題の解決を図り、児童・生徒の健全育成をめざします。 青少年教育に関わる各機関や、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司等との連携強化を図ります。	社会教育課	・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じ、また、感染拡大状況を注視し、できる範囲で地域の青少年と大人が話し合う活動を各地域で実施し、地域の課題解決や活性化等につなげる。 ・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。	・新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで事業を実施し、各地域において青少年の健全育成を図る活動を行った。 ・公民館と連携して事業を実施するなど、地域の教育力の向上を図ることができた。	A	継続		・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じ、また、感染拡大状況を注視し、できる範囲で地域の青少年と大人が話し合う活動を各地域で実施し、地域の課題解決や活性化等につなげる。 ・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。
	(8)安全教室 保育園児・幼稚園児とその保護者及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導します。	市民安全課	・保育園や小学校に対して安全教室(防犯教室)の開催を働きかけ、指導員等の派遣要請のあった保育園、幼稚園、学校等では、年代に応じた内容で実施する。 ・独自に指導・教育を実施している保育園などの取組実態を把握するため、年1回、教育内容の調査を行う。 ・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。	・地域安全支援員、安全教育指導員が保育園や小学校等に出向き、年代に応じた内容で防犯教室を実施した。 ・派遣要請のなかった保育園等に対しては、実施内容について調査し、防犯教育が行われていることを確認した。	A	継続		・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。
	(9)110ばん協力車制度 市民や市内事業所等に「110 ばん協力車」のステッカー貼付した車で「ながらパトロール」への協力を依頼し、犯罪の抑止効果と防犯意識の啓発を図ります。	市民安全課	・犯罪を抑止するため、市民や事業所等に対して「110 ばん協力車」ステッカーを貼付した車で「ながらパトロール」への協力を依頼し、希望者にステッカーを配布する。 ・登録台数(累計)を5,900台にする。	・事業所等に110ばん協力車の登録を呼び掛け、新規の参加者の拡充を図った。また、市役所が率先して活動を行うため、庁用車の登録を進めた。110ばん協力車の登録者数は、目標の5,900台を上回った。	A	継続		・110ばん協力車によるながらパトロールに参加してもらったため、各広報媒体や高齢者世帯訪問等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 ※令和4年度に上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画の改訂作業を行っており、本内容は、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議で審議中です。
	(10)安全安心まちづくり推進パトロール 犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図るため、市の青色パトロール車で職員が公務外出時に地域内の巡回を行います。	市民安全課	・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)で職員が地域内を巡回する。 ・パトロール距離数を30,000kmにする。	・職員等による防犯パトロール車での巡回活動について、毎月実施状況を管理した。 ・ながらパトロールも積極的に呼びかけられたため、パトロール実施距離は、60,000km程度であった。	A	継続		・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)で職員が地域内を巡回する。 ※パトロール実施距離については令和4年度に上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画の改訂作業を行っており、本内容は、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議で審議中です。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け		2022(R4)年度				2023(R5)年度		
目的達成のための施策		担当課	事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)	実施施策							
—	(11)安全メール 登録者に対し、パソコンや携帯電話のメール機能を利用して、災害や防犯、火災、交通安全、その他(クマ、サルの出没等)の情報を発信します。	市民安全課	<ul style="list-style-type: none"> 市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報を配信する。 市ホームページや広報等を活用して、登録を呼びかける。 安全メール登録件数を20,000件以上にする。 SNS(Facebook及びTwitter)による安全安心情報の配信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。 高齢者世帯訪問時や学校・保護者へのチラシ配布により、登録の促進を図った。 8月末から新たに市公式LINEとのメール連携を開始し、多様な手段による情報発信を行った。 令和4年8月末現在のメール登録者数:17,688人 	B	継続		<ul style="list-style-type: none"> 防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 啓発チラシを配布する対象を拡大し、新規登録者を増やす。 メールに加え、市公式LINE、SNS(Facebook及びTwitter(市公式Twitterとの連携含む))による情報発信など、多様な手段による情報発信を行う。 ※令和4年度に上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画の改訂作業を行っており、本内容は、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議で審議中です。
	(12)日本語支援事業 早期の学校適応を図るため、外国人や帰国児童・生徒等に対し、日本語学習支援を行います。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 外国人や帰国児童・生徒への日本語学習支援のための講師派遣の実施 日本語支援が必要な児童生徒のための日本語支援員の学校への配置及びタブレットの配備 	<ul style="list-style-type: none"> 上越国際交流協会と委託契約を結び、必要とする全ての学校に講師を派遣した。 南川小学校に支援員を常時1名配置し日本語指導を実施した。また、日本語指導用iPadを支援対象者数に応じて学校に配備した。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> 必要とする児童・生徒に対し講師を派遣し、遅延なく日本語指導を実施する。
	(13)学校運営協議会制度(コミュニティ・スクールの推進) 市立の全小・中学校及び幼稚園をコミュニティ・スクールとして、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置します。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進めます。この取組を通して、児童・生徒が地域の人から学んだり、地域へ出て活動したりする教育活動がしやすくなり、児童・生徒の社会参画への関心を高めます。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校もしくは各中学校区における学校運営協議会では、総合的な学習の時間において、子どもが地域とつながる体験活動を支援する働きかけを行うことができた。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> 教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。
第4節 社会福祉の充実								
—	(1)子どもの発達支援 子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの特性に応じた療育支援を行い、子どもがすこやかに育つことができる環境を整えます。また、就学に向けた切れ目のない支援により、小学校への円滑な移行を進めるほか、こども発達支援センターを利用する子どもを対象に一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図ります。	こども発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> (再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施 就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)臨床心理士や保育士による巡回相談の実施 (再)こども発達支援センターにおいて、休日相談会を開催 (再)保護者の負担軽減を図るため、こども発達支援センター利用児を対象にした一時保育を実施 	<ul style="list-style-type: none"> (再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援、療育支援を行った。 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援を実施した。 (再)教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による巡回相談を市内全園を対象に実施し、必要に応じ療育等につなげた。 (再)休日相談会を開催し、支援が必要子どもを療育等につなげた(11月20日予定) (再)保護者の通院やリフレッシュなどを理由に、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> (再)子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談対応や、発達に遅れ等のある子どもの療育の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援及び保育所等訪問支援の実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)臨床心理士や保育士による保育園等への巡回相談の実施 (再)休日相談会の開催 (再)こども発達支援センター利用児を対象にした一時保育の実施
	(2)児童扶養手当 母子家庭及び父子家庭等に対し手当を支給します。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> 離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 広報上越8月号、12月号で制度を周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 広報上越8月号、12月号で制度を周知を行った。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> 離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 広報上越8月号、12月号で制度を周知する。
	(3)子ども医療費助成 保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の一部を助成します。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に手続きの案内を行う。 住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に手続きの案内を行った。 住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行った。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> 対象者に手続きの案内を行う。 住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行う。
	(4)ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> 離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行った。 住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行った。 住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行った。 	A	継続		<ul style="list-style-type: none"> 離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行った。 住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行う。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
一	(5)私立幼稚園等教育振興事業 保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及・充実を図るため、私立幼稚園等及び園児保護者への助成を行います。	教育総務課	・私立幼稚園等の保育料無償化の継続	・私立幼稚園等の保育料無償化を継続した。	A	見直し	・令和5年度に私立幼稚園全園(4園)が認定こども園への移行を予定しているため。	・国立大学附属幼稚園の保育料無償化を継続する。
	(6)就学支援委員会 特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童・生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障するために、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みを整え、当該幼児及び児童・生徒の適切な就学を図ります。	学校教育課	・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施	・幼児291人、児童生徒123人の就学相談の申込みがあった。それぞれの幼児児童生徒の障害の状態等に応じた適切な就学相談を実施した。	A	継続		・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施
	(7)特別支援学級 小・中学校に設置し、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行います。	学校教育課	・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設	・知的、自閉症・情緒、病弱、肢体不自由、難聴等の障害の種別に応じた特別支援学級を開設し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行った。	A	継続		・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設
	(8)学習指導支援事業 通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導・支援を行うため教育補助員を配置します。 また、特別支援学級に在籍する介護が必要な児童・生徒への支援を行うため、介護員を配置します。	学校教育課	(再)児童生徒の実態に応じた特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の配置	・特別支援学級内で介護が必要な児童生徒には介護員105人と学校看護師2人を、通常の学級で学習の補助等が必要な児童生徒には教育補助員91人を、各校の児童生徒の実態に応じて配置した。	A	継続		・児童生徒の実態に応じた特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の配置
	(9)奨学金貸付事業 経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等の確保と、地域社会に有用な人材の育成を図ります。	学校教育課	・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施	・経済的な理由により奨学金の貸与を希望する学生32人に貸付を行った。	A	継続		・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施
	(10)就学援助費補助事業 経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等の経済的な支援を行うことで、保護者の収入状況にかかわらず、等しく教育を受ける機会を保障します。	学校教育課	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援を実施した。	A	継続		・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施
	(11)通学援助費 遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課	・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施	・上越市立小学校及び中学校の児童生徒及び新潟県立特別支援学校に通学する児童生徒の遠距離通学に係る費用を助成した。	A	継続		遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施
	(12)上越市自立支援協議会の運営 障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とし、個別の相談支援からニーズや課題を抽出し、その解決・改善に向けた検討を行います。	福祉課	・自立支援協議会における、重心・医療ケア部会において、医療的ケアを必要とする児童の地域での支援体制強化に向けた取組の検討を行い、施策に反映する。	・重心・医療ケア部会を立上げ、特に医療的ケアを必要とする児童の地域での支援体制強化に向け、ハンドブックの作成に取り組んだ。	A	継続		・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討
	(13)障害児福祉手当 精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給します。	福祉課	(再)障害児福祉手当の支給	・重度の障害により、常時介護を必要とする児童に対して、障害児福祉手当を支給した。	A	継続		障害児福祉手当の支給
	(14)特別児童扶養手当 精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給します。	福祉課	(再)特別児童扶養手当の支給	・障害のある児童を在宅で監護・養育する保護者に対して、特別児童扶養手当を支給した。	A	継続		特別児童扶養手当の支給

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画	
具体的な施策(目的)									
実施施策									
(15)通所交通費の助成 市外の施設等へ定期的に通所する児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所にかかる交通費の一部を助成します。	福祉課	・通所交通費の助成	市外の施設等へ定期的に通所・通院する児童の保護者に対して、通所にかかる交通費の一部を助成した	A	継続		通所交通費の助成		
(16)障害児日中一時支援事業 日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行います。	福祉課	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給した。延べ利用人数 148人	A	継続		・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給		
(17)国際交流事業の推進 子どもが、外国人に対する理解を深めることができるように、小・中学生を対象とした異文化交流「ワールドキャンプ」や交流イベントを実施します。	共生まちづくり課	・青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、小中学生異文化交流キャンプの実施(上越国際交流協会へ委託)	(再)新型コロナ対応として、「ワールドキャンプ」を「ワールドデイキャンプ」として実施し、市内の小学5・6年生を対象に、ALTや留学生との交流を通じて文化の違いや習慣の違いを発見する機会を提供した(上越国際交流協会へ委託、2回実施)。 開催日 第1回:8月1日、第2回:8月8日 参加者 計84人	A	見直し	(再)宿泊を伴う夏期のキャンプ事業は、新型コロナのほか、熱中症の危険性や参加者の負担感が大きいと、親子や友人と誰でも気軽に参加できる日帰りイベントとし、これまで以上の大勢の参加による効果を期待したいため、事業の見直しを行う。	・青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、小中学生異文化交流イベントの実施(上越国際交流協会へ委託)		
(18)就学前教育における国際理解教育									
ア 保育・教育者の資質と指導力の向上 遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修の充実を図ります。 イ 保護者啓発の充実 外国人市民の人権問題についての認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。	保育課	(再)小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会へ参加する。 (再)外国につながる園児に対する文化や生活習慣への理解を促すため、当該園児や周りの園児、保護者へのわかりやすい趣旨説明を行う。	(再)11月11日に東本町小学校の人権教育・同和教育研修会が開催され、保育園職員が参加した。 (再)保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促した。	A	継続		(再)小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会へ参加する。 (再)保護者等へのわかりやすい説明や保育参観等を通して、外国につながる園児の文化や生活習慣への理解を促す。		
	学校教育課	・国際理解教育の教職員研修会実施の働きかけ ・国際理解教育の推進と、保護者の理解を促す取組への働きかけ	・職員の研修及び保護者への啓発について高田幼稚園と適宜連絡を取っている。	B	継続		・高田幼稚園と定期的に連絡を取り、職員の資質と指導力の向上と保護者啓発の在り方を支援する。		
(19)学校教育における国際理解教育									
ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実 外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携の下に、個々に応じた日本語指導等の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。 イ 国際化に対応した国際理解教育の推進 外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。 ウ 母語による教科支援 上越国際交流協会や上越教育大学、学校が協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して、必要と実態に応じて母語による教科支援を行います。	学校教育課	(再)新型コロナウイルス感染症禍で全ての学校に通年ALTを配置できるかどうか、現時点では見通しがたかないが、ALTを活用して、外国人や外国文化に対する理解を深めていく。 (再)日本語支援に関しては、今後も関係機関との連携を図るとともに、R2年度の新規事業の評価を確実にし、日本語支援が必要な児童生徒の学習を支援していく。	(再)令和4年4月にALT2名を補充し、欠員を解消した。以降、計画的にALTを各校に派遣し、外国語指導及び国際理解教育を実施している。 (再)外国につながる児童・生徒の編入前に上越国際交流協会の講師によるプレクラスを実施し、学校生活への適用促進を図った。また、iPadを積極的に活用し日本語の指導等を行っている。	A	継続		・母語による教科支援の方策を検討する。		
	共生まちづくり課	・学校等の総合的な学習への外国人講師の派遣や国際交流センターの見学等の受入れ(上越国際交流協会へ委託)	・学校等の依頼により、講師を派遣し講座を実施した。実施件数:2件	A	継続		・学校等の総合的な学習への外国人講師の派遣や国際交流センターの見学等の受入れ(上越国際交流協会へ委託)		
(20)社会教育における国際理解教育									
「謙信KIDSプロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。	社会教育課	(再)小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施	(再)謙信KIDSプロジェクト事業において、「ワールドツアー」の講座を実施した(上越国際交流協会へ委託)。(延べ4回、44人受講)	A	継続		(再)小学校3～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施		

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度				2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画	
具体的な施策(目的)									
実施施策									
1 新型コロナウイルス感染者等に対する偏見や差別									
-	(1)啓発の推進 新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別を解消するため、広報上越や市のホームページ・SNS等の様々な媒体を用いた広報など、必要な啓発活動を推進します。	健康づくり推進課	・任意であるワクチン接種を受けない方や体質等の事情によりマスクの着用が困難な方が接種やマスク着用を強制されたり不公平・不利益な扱いを受けるなど、新型コロナウイルス感染症に起因する差別等が行われることのないよう、時機を捉えて、様々な媒体を活用した情報発信や市民向け文書への記載などにより周知を行う。	・任意であるワクチン接種を受けない方や体質等の事情によりマスクの着用が困難な方が接種やマスク着用を強制されたり不公平・不利益な扱いを受けるなど、新型コロナウイルス感染症に起因する差別等が行われることのないよう、時機を捉えて、様々な媒体を活用した情報発信や市民向け文書への記載などにより周知を実施した。	A	継続			・任意であるワクチン接種を受けない方や体質等の事情によりマスクの着用が困難な方が接種やマスク着用を強制されたり不公平・不利益な扱いを受けるなど、新型コロナウイルス感染症に起因する差別等が行われることのないよう、時機を捉えて、様々な媒体を活用した情報発信や市民向け文書への記載などにより周知を行う。
		人権・同和対策室	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	(再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。	A	継続		(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	
	(2)相談・救済体制の充実 新型コロナウイルス感染症に起因する人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	健康づくり推進課	・新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害に関する事案を把握した場合は、人権・同和対策室と連携して関係機関等における的確な対応につなげる。	・新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害に関する事案について、人権・同和対策室と連携して関係機関等における的確な対応につなげた。	A	継続			・新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害に関する事案を把握した場合は、人権・同和対策室と連携して関係機関等における的確な対応につなげる。
		人権・同和対策室	(再)新潟県地方務局上越支局の相談窓口や上越人権擁護委員協議会の特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページで紹介し市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。(再)特設人権相談所の開設に市施設を提供した(16回)。	A	継続			(再)被差別部落の課題把握や関係者との意思疎通を図るため、定期的に部落解放同盟上越支部に訪問する(月2回程度)。
(3)学校教育における取組 新型コロナウイルス感染症の正しい知識の習得と理解を得るように取り組むとともに、部落問題学習、人権教育の中で、感染者等に対する偏見や差別について、人権に配慮した指導を行います。	学校教育課	・各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 ・各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	・各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修を実施するとともに、部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践を働きかけた。	A	継続			・各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 ・各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	
2 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別									
-	(1)啓発の推進 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消するため、世界エイズデーの周知やエイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動を推進します。	健康づくり推進課	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知を行った。	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知を行った。	A	継続			・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知
	(2)相談・救済体制の充実 エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	健康づくり推進課	・相談窓口の充実のため、保健所担当者との連携、情報の共有	・相談窓口の充実のため、保健所担当者と連携し、情報の共有を図った。	A	継続			・相談窓口の充実のため、保健所担当者との連携、情報の共有
	(3)学校教育における取組 性に関する指導において、エイズやHIV感染についての正しい知識の習得と理解を得るよう、人権教育はもとより、学級活動などの場においても取り上げるように各学校に指導します。また、指導に当たっては、感染者等の人権に十分配慮した指導を行います。	学校教育課	・各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 ・各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	・学校教育の重点説明会(3月)や授業改善支援訪問(6月～12月)において、各校で「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修を実施するとともに、中学校区において9年間を見通した部落問題学習、人権教育の指導計画にエイズ患者やHIV感染者等の人権問題を位置付け、他教科とも関連させ実施するよう働きかけた。	A	継続			・各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 ・各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ
3 ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別									
-	(1)啓発の推進 ハンセン病に対する偏見や差別を解消するため、市民への学習機会の提供と市ホームページによる啓発に取り組むとともに、県や人権団体等との連携の下、ハンセン病療養所への訪問事業に取り組みます。	人権・同和対策室	・市・関係団体が主催する研修会や施設訪問事業等の学習機会について、市ホームページなどを通じて市民に情報提供する。 ・関係団体が主催するハンセン病療養所への訪問事業に職員を派遣する。	・市・関係団体が主催する研修会や施設訪問事業等の学習機会について、市ホームページなどを通じて市民に情報提供した。 ・関係団体が主催するハンセン病療養所への訪問事業に職員を派遣した。	A	継続			・市・関係団体が主催する研修会や施設訪問事業等の学習機会について、市ホームページなどを通じて市民に情報提供する。 ・関係団体が主催するハンセン病療養所への訪問事業に職員を派遣する。
	(2)相談・救済体制の充実 ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	人権・同和対策室	(再)新潟県地方務局上越支局の相談窓口や上越人権擁護委員協議会の特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページで紹介し市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。	A	継続			(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

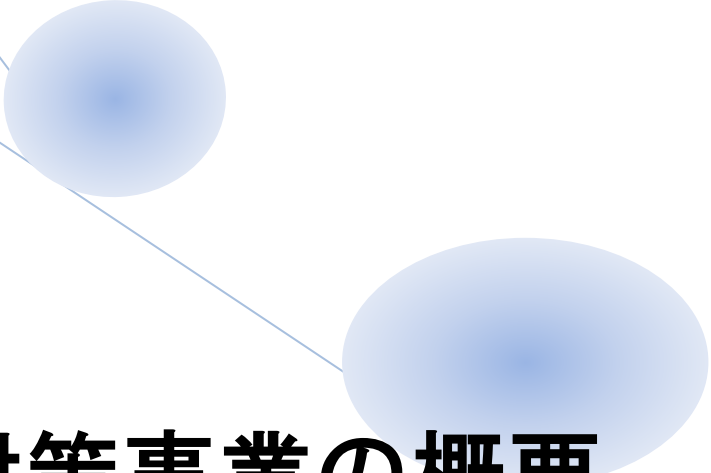
第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
	(3)学校教育における取組 ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、ハンセン病患者に対する人権問題について理解を深めるための学習を行います。	学校教育課	(再)各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 (再)各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ	・学校教育の重点説明会(3月)や授業改善支援訪問(6月～12月)において、県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を実施するとともに、中学校区において9年間を見通した部落問題学習、人権教育の指導計画にハンセン病患者等の人権問題を位置付け、他教科とも関連させながら指導を実施するように働きかけた。 ・国発行の「ハンセン病の向こう側」等を活用した指導の実施を促した(7月)。	A	継続		(再)各校での「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した教職員研修の実施 (再)各校での部落問題学習、人権教育において患者への偏見や差別の解消に関わる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ
4 難病患者に対する偏見や差別								
	(1)啓発の推進 患者に対する偏見や差別を解消し、難病に対する正しい理解を深めるため、市ホームページへの掲載など、必要な啓発活動を推進します。	健康づくり推進課	・難病について窓口にリーフレットの配置	・難病について窓口にリーフレットを配置した。	A	継続		・難病について窓口にリーフレットの配置
	(2)相談・救済体制の充実 難病患者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	健康づくり推進課	・保健所担当者との連携、情報の共有化による相談対応の実施	・保健所担当者との連携、情報の共有化による相談対応を実施した。	A	継続		・保健所担当者との連携、情報の共有化による相談対応の実施
5 犯罪被害を受けた人への人権侵害								
	(1)支援活動 専門的な知識を有し、犯罪被害者からの相談や支援活動に取り組む「公益社団法人にいがた被害者支援センター」の紹介や周知を行います。	市民安全課	・にいがた被害者支援センターや法テラスの広報紙及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、犯罪被害者等に対する支援体制を広く周知する。 ・犯罪被害者等に対する支援に関する自治体相談窓口として相談があった場合に備える。 ・万が一、被害が発生した際に、被害からの早期回復を促す見舞金を支給し、犯罪被害の軽減と早期回復を図る。	・にいがた被害者支援センターや法テラスの広報紙及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、犯罪被害者等に対する支援体制を広く周知した。 ・令和4年4月、犯罪被害者等への見舞金支給事業を創設。事業の内容について、ホームページに掲載するなどし、周知を図った。 ・広報上越11月号に犯罪被害者等の支援に関する記事を掲載し、市民に被害者支援への理解を促進した。	A	継続		・11月の「被害者支援を考える月間」の期間等を中心に、市民への被害者支援への理解促進を図るほか、継続的ににいがた被害者支援センターや法テラスの広報紙及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、犯罪被害者等に対する支援体制を広く周知する。 ・犯罪被害者等の支援に関する自治体相談窓口として相談があった場合に備える。 ・万が一、被害が発生した際に、被害からの早期回復を促す見舞金を支給し、犯罪被害の軽減と早期回復を図る。
	(2)学校教育における取組 犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める学習を行います。また、犯罪被害者等である児童・生徒からの相談に対して、十分な配慮の上で的確に対応します。	学校教育課	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかけた。	・学校教育の重点説明会(3月)や授業改善支援訪問(6月～12月)において、県教委発行の手引き等を活用した各校にでの教職員研修の実施を働きかけた。	A	継続		(再)県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。
6 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別								
	(1)啓発の推進 刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、偏見や差別を解消し、その社会復帰に資するため、市ホームページやチラシ配布など啓発活動を推進します。	人権・同和対策室	(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	(再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。	A	継続		(再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。
		青少年健全育成センター	・上越市社会を明るくする運動推進委員会事業として以下の事業を実施 1 街頭宣伝活動 2 上越市青少年健全育成研究会の開催 3 新潟県社会を明るくする運動作文コンテストの作品募集	・学校や地域と連携しながら各事業を計画どおり実施し、運動の趣旨を市民に伝えることができた。	A	継続		・上越市社会を明るくする運動推進委員会事業として以下の事業を実施 1 街頭宣伝活動 2 上越市青少年健全育成研究会の開催 3 新潟県社会を明るくする運動作文コンテストの作品募集

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
	(2)相談・救済体制の充実 刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題の解消を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	人権・同和对策室	(再)新潟地方法務局上越支局の相談窓口や上越人権擁護委員協議会の特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページで紹介し市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。	A	継続	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	
	(3)学校教育における取組 刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題について理解を深め、偏見や差別を解消するための学習を行います。	学校教育課	(再)県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。	・学校教育の重点説明会(3月)や授業改善支援訪問(6月～12月)において、県教委発行の手引き等を活用したにおける教職員研修の実施を働きかけた。	A	継続	(再)県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。	
7 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別								
	(1)教育・啓発の推進 性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、職員や市民を対象とした研修会など啓発活動を推進します。	人権・同和对策室	・新規採用・所属長職員研修などで、性的少数者に対する人権問題について、職員の理解を深める。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	・新規採用職員研修で性的少数者に対する人権問題の理解を深めた。 (再)市ホームページのほか、12月の人権週間に合わせて広報上越12月号への掲載やエフエム上越の放送などで人権に関する情報を市民に提供した。	A	継続	・新規採用・所属長職員研修などで、性的少数者に対する人権問題について、職員の理解を深める。 (再)12月の人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の放送などで人権・同和問題に関する各種情報を提供するとともに、市ホームページでも随時提供する。	
	(2)相談・救済体制の充実 性同一性障害や性的指向を理由とする人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	人権・同和对策室	(再)新潟地方法務局上越支局の相談窓口や上越人権擁護委員協議会の特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページで紹介し市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。	A	継続	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	
	(3)性同一性障害に係る児童・生徒への対応 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日 文部科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒に対し、きめ細やかに対応します。	学校教育課	・各種研修会、講演会への参加要請を行う。 ・各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 (再)「子どもほっとライン」での電話相談の実施 (再)来所相談の実施 (再)不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施	・性的マイノリティについて学べる人権・同和教育講座越佐にんげん学校研修会への参加要請(7月)を行った。 ・各校における合理的配慮に基づく教職員研修の促進を図った。	A	継続	・各種研修会、講演会への参加要請を行う。 ・各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施 (再)「子どもほっとライン」での電話相談の実施 (再)来所相談の実施 (再)不登校児童・生徒適応指導教室での相談の実施	
8 インターネットによる人権侵害								
	(1)啓発の推進 インターネットによる人権侵害への理解を深めるとともに、利用者のモラル向上を図るため、職員や市民を対象とした研修会や市ホームページなどでの啓発活動に取り組みます。	人権・同和对策室	・インターネット上の差別書き込みを発見した場合の対処方法等について、市ホームページ及び職員にはグループウェアで情報提供する。	・市ホームページや職員用のパソコン掲示板等を通じて、市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供を依頼した。	A	継続	・インターネット上の差別書き込みを発見した場合の対処方法等について、市ホームページ及び職員にはグループウェアで情報提供する。	
	(2)相談・救済体制の充実 インターネットによる人権侵害の解消を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。	人権・同和对策室	(再)新潟地方法務局上越支局の相談窓口や上越人権擁護委員協議会の特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページで紹介し市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越やエフエム上越、市ホームページで紹介し、市民に活用を促すとともに、法務局等と連携して的確な相談対応を行った。	A	継続	(再)法務局の相談窓口や人権擁護委員による特設人権相談所の開設情報について、広報上越や市ホームページ等で紹介し、市民に活用を促すとともに、的確な相談対応を行う。	
	(3)市ホームページ及びソーシャルメディアの管理徹底 市ホームページなどで発信する情報の内容について日々点検を行うとともに、市が活用しているソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)への書き込みやコメント状況を監視し、人権侵害に該当するものは削除または削除請求するなど、管理の徹底を図ります。	人権・同和对策室	(再)インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みを中心に、週1回(30分程度)の頻度で定期的に監視するとともに、発見した際は、削除に向けて法務局に削除要請等を行う。	・インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みを監視(週30分程度)し、過去に削除要請した書き込み、動画の現状確認や新たな差別書き込み等の有無の調査を行った。	A	継続	・インターネット上の部落差別問題に関する差別書き込みを中心に、週1回(30分程度)の頻度で定期的に監視するとともに、発見した際は、削除に向けて法務局に削除要請等を行う。	
		広報対話課	・市ホームページの掲載前の点検を徹底する。 ・SNSを活用した市政情報の発信について、「上越市ソーシャルメディアガイドライン」に基づく適切な運用の徹底を図る。	・各課が作成した市ホームページの各ページを広報対話課が点検し、必要に応じて修正を要請した上で掲載した。 ・「上越市ソーシャルメディアガイドライン」に基づき、各課等が運用するSNSアカウントの適切な運用の徹底を図った。	A	継続	・市ホームページの掲載前の点検を徹底する。 ・SNSを活用した市政情報の発信について、「上越市ソーシャルメディアガイドライン」に基づく適切な運用の徹底を図る。	

上越市第5次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第5次人権総合計画での位置付け		担当課	2022(R4)年度			2023(R5)年度		
目的達成のための施策			事業計画	実施状況(3月末見込み)	評価	方向性	方向性の理由	事業計画
具体的な施策(目的)								
実施施策								
—	(4)学校教育における取組 パソコン、スマートフォン、ゲーム機等を利用したインターネットによる人権侵害等の課題について理解し、トラブルに巻き込まれたり、人権侵害の被害者や加害者となったりしないための判断力を身に付けさせる教育の充実を図ります。	学校教育課	・児童生徒や保護者を対象とした研修会を実施する。 ・教職員を対象とした研修会を実施する。	・学校・園からの要請を受け、学校教育課指導主事などを講師に、児童生徒や保護者、地域住民を対象にした情報モラルに関わる研修会を実施した。 ・1人1台の情報端末を整備した教育環境に合わせた情報モラルの指導方法について研修会を実施した。	A	継続	・児童生徒や保護者を対象とした研修会を実施する。 ・教職員を対象とした研修会を実施する。	
9 北朝鮮当局による拉致問題								
—	(1)啓発の推進 県と連携し、啓発資料の配布や「拉致問題巡回写真パネル展」の実施などでの啓発活動に取り組みます。	人権・同和対策室	・拉致問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページなどを通じて提供する。 ・県と市の共催で巡回写真パネル展の実施(12月16日～R5年1月26日、2会場)とパネル展観覧者への啓発資料の配布を行う。	・市ホームページに拉致問題の現状・課題についての掲載をはじめ、拉致問題巡回パネル展の開催(2会場)やパネル展観覧者への啓発資料の配布するとともに、1会場(直江津学びの交流館)では啓発映画「めぐみへの誓い」を上映した。	A	継続	・拉致問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページなどを通じて提供する。 ・県と市の共催で巡回写真パネル展の実施とパネル展観覧者への啓発資料の配布を行う。	
—	(2)学校教育における取組 児童・生徒の発達段階や学校、家庭、地域の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉える学習を実施します。また、啓発アニメ「めぐみ」等を活用し、拉致問題についての正しい理解を図り、関心を深める取組を行います。	学校教育課	・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。	・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかけた(4月)。 ・教職員に拉致問題に関する研修会への参加を促した(5月)。	A	継続	・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。	
10 新潟水俣病患者に対する偏見や差別								
—	(1)啓発の推進 県と連携し、啓発資料の配布や各種の広報活動を行います。	人権・同和対策室	・新潟水俣病問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページなどを通じて提供する。	・県と連携し、新潟水俣病問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページなどを通じて提供した。	A	継続	・新潟水俣病問題の正しい理解に向けた関連情報や資料を市ホームページなどを通じて提供する。	
—	(2)学校教育における取組 県発行の副読本、各種資料等を効果的に活用し、新潟水俣病問題に対する理解を深めるとともに、新潟水俣病被害者に対する偏見や差別をなくす学習を行います。	学校教育課	・社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。	・学校教育の重点説明会(3月)や授業改善支援訪問(6月～12月)において、9年間を見通した人権教育、同和教育の指導計画に新潟水俣病被害者の人権問題を位置付け指導を実施するように働きかけた。 ・社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかけた。 ・人権・同和教育講座越佐にんげん学校への参加要請を行った。	A	継続	・社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。	



令和4年度版

人権・同和対策事業の概要

- 人権・同和行政事業 (共生まちづくり課 人権・同和対策室)
- 第72回全人教大会関連事業 (共生まちづくり課 人権・同和対策室)
- 学校同和教育事業 (教育委員会 学校教育課)
- 社会同和教育事業 (教育委員会 社会教育課)



上越市・上越市教育委員会

目次

■ 上越市 人権・同和対策室の取組

・ 2021(令和3)年度 上越市人権・同和行政事業報告	2
・ 2021(令和3)年度 第72回全人教大会関連事業報告	3
・ 2022(令和4)年度 上越市人権・同和行政事業計画	6
・ 人権都市宣言	7
・ 人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例	8

■ 上越市教育委員会 学校教育課の取組

・ 2021(令和3)年度 上越市学校同和教育事業報告	10
・ 2022(令和4)年度 上越市学校同和教育推進計画	12
・ 上越市の学校同和教育	16
・ 上越市学校同和教育推進協議会要綱	18
・ 上越市学校同和教育推進協議会設置の経過	19

■ 上越市教育委員会 社会教育課の取組

・ 2021(令和3)年度 上越市社会同和教育事業報告	20
・ 2022(令和4)年度 上越市社会同和教育事業計画	23
・ 人権・同和教育関係資料貸出について	26

※ 令和4年度事業計画の一部の事業について、新型コロナウイルスの感染予防対策で中止・延期が生じ、記載内容と異なる事業がありますので、あらかじめご承知おきください。

2021(令和3)年度 上越市人権・同和行政事業報告

1 人権総合計画及び実施計画の推進

月日	会議名	内容	場所	人数
5月27日 8月5日 10月28日	上越市同和対策等 審議会	第5次人権総合計画の策定、 第4次人権総合計画の進捗管 理	木田庁舎	—

2 市民に対する啓発活動

月日	会議名	内容	場所	人数
6月17日 6月17日 8月11日 8月19日 8月25日 9月16日 10月29日 11月2日 12月16日	地域人権懇談会	希望する人権啓発DVDを 上映	地区民生委員児童 委員協議会(5) 事業所(2) 高等学校(2)	113
11月26日	同和教育研修会	講演会(講師:又野亜希子氏) 及び公開授業	東本町小学校	145
12月14日 ~1月30日	北朝鮮当局による 拉致問題を考える 巡回パネル展(県と 共催)	関連写真パネルの展示	高田まちかど交流 館→大潟コミュニ ティプラザ→柿崎 地区公民館	—

3 市職員に対する研修・学習会

月日	会議名	内容	場所	人数
5月14日	新規採用職員研修	人権に関する基本的知識	木田庁舎	41
5月20日 7月5日	人権担当リーダー 研修会	「全国部落調査復刻版出版 事件裁判で問われたもの」等	新潟市	2
10月14日	部落解放第53回東 日本研究集会	記念講演、特別報告	新発田市生涯学習 センター	1
10月16日	部落解放第37回新 潟県研究集会	記念講演	(オンライン開催)	2
—	第72回全国人権・ 同和教育研究大会	報告・資料集	(書面開催)	131
11月9日	部落解放研究第54 回全国集会	記念講演、特別報告	(オンライン開催)	2
10月29日 11月22日 12月15日 1月17日 2月14日 3月15日	人権・同和教育啓発 推進講座(越佐にん げん学校)	「まっとうな移民政策を 労 働者を労働者として もう始 まっている多民族・多文化共 生社会」等	(オンライン開催)	6

2021(令和3)年度 第72回全国人権・同和教育研究大会関連事業報告

1 実行委員会の開催

月日	会議名	内容	場所	人数
7月29日	第6回実行委員会	・書面開催の決定 ・大会報告・資料集の内容等	教育プラザ	48
2月	第7回実行委員会	・大会収支決算及び会計監査報告等	(書面開催)	25

2 大会機運醸成のための人権啓発事業

(1) 人権啓発パネル展

期間	テーマ	場所
7月17日 ～9月2日	高齢者の人権、障害のある人の人権	高田城址公園オーレンプラザ 直江津学びの交流館 市民プラザ
11月15日 ～12月26日	水平社宣言	高田城址公園オーレンプラザ 直江津学びの交流館 市民プラザ
2月10日 ～3月23日	部落差別、新潟水俣病、子どもの人権、インターネットと人権問題、水平社宣言、女性・高齢者・障害のある人・外国人・性的少数者の人権	高田城址公園オーレンプラザ

(2) 小中学校対象の出前授業

月日	テーマ	場所	学年	人数
6月10日	インターネットと人権	浦川原小学校	3、4年	50
6月11日	インターネットと人権	浦川原小学校	5、6年	41
7月16日	新潟水俣病と人権	直江津小学校	5年	30
9月3日	新潟水俣病	上雲寺小学校	5年	16
9月8日	新潟水俣病	上雲寺小学校	5年	16
9月8日	部落問題学習 生きるⅢから「差別の歴史」 「汚染一揆」	上雲寺小学校	6年	12
9月15日	新潟水俣病	豊原小学校	5年	27
11月10日	新潟水俣病	糸魚川市立 田沢小学校	6年 (1組)	20

月日	テーマ	場所	学年	人数
11月10日	新潟水俣病	糸魚川市立 田沢小学校	6年 (2組)	18
11月18日	部落差別をなくしていくために私が考え、 できること	板倉小学校	6年	32
11月30日	部落差別の学びをとおして、自分にできる ことを考えよう	谷浜小学校 潮陵中学校	小学5年 ～中学3年	46
1月20日	現代社会に残る差別問題の中でどう生きる か	春日小学校	6年	125
1月31日	新潟水俣病に対する差別	板倉小学校	5年	25
計				458

(3) 教職員対象の出前講座

月日	講座名・内容	場所	人数
5月17日	・部落問題に対する正しい認識を深めよう ・部落差別を扱った授業の進め方を学ぼう ・つらい思いをしている子どもとのかかわり方を学ぼう	柿崎中学校	23
7月26日	・部落問題に対する正しい認識を深めよう ・部落差別を扱った授業の進め方を学ぼう ・つらい思いをしている子どもとのかかわり方を学ぼう	春日新田小学 校	25
7月27日	・部落問題に対する正しい認識を深めよう ・部落差別を扱った授業の進め方を学ぼう ・つらい思いをしている子どもとのかかわり方を学ぼう	直江津小学校	17
8月2日	・部落問題に対する正しい認識を深めよう ・部落差別を扱った授業の進め方を学ぼう ・つらい思いをしている子どもとのかかわり方を学ぼう	糸魚川東小学 校	19
8月24日	人権教育、同和教育の進め方	小千谷市立千田 中学校区小中連 携プロジェクト 推進会議	45
11月22日	かかわる同和教育について	安塚中学校	8
1月31日	部落差別学習の進め方	板倉小学校	14
計			151

(4) 市内団体向け出前講座

月日	団体名	講座名・内容	場所	人数
8月25日	大潟地区公民館事業	部落差別の解消を目指して ～部落問題から人権について考 える～	大潟コミュニ ティプラザ	20
10月19日	上越地区保護司会	部落問題の今とこれから	教育プラザ	43
			計	63

(5) その他啓発事業

月日	内容	場所
10月22日 ～11月16日	人権に関する図書テーマ展示コーナー設置、人権問題 を考えるブックリストの作成	直江津図書館
10月22日 ～11月17日		高田図書館
年間	人権啓発パネルの貸出し	糸魚川市、市内小中学校、高田商業高校

2022(令和4)年度 上越市人権・同和行政事業計画

<p>基本的な考え方</p>	<p>第5次人権総合計画（令和4～8年度）に基づき、市職員の人権意識の徹底を図るとともに、市民の差別を許さない人権感覚や差別解消への意識が高まるよう啓発に取り組む。また、同和問題を始めとする様々な人権問題の解消に向け、運動団体を支援し、連携して人権教育と啓発に取り組む。</p>	
<p>主な取組</p>	<p>1 第5次人権総合計画実施計画の推進</p>	<p>「人権都市宣言」及び「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例」の具現化を図り、人権尊重のまちづくりを総合的かつ効果的に推進する。</p>
	<p>2 市民に対する啓発活動</p>	<p>(1) 地域人権懇談会の実施 町内会や事業所などで人権啓発用DVDの上映会を開催する。 (2) 新潟県人権保育研究集会（市共催）の実施 保育段階からの人権・同和教育の取組を保・幼稚園、小・中・高等学校で共有し連携強化を図るとともに、市民の人権意識の高揚を図る。 (3) 東本町小学校同和教育研修会（市共催）の実施 校区内の町内会役員及び地域住民、PTA関係者等を対象に研修会を開催し、市民の人権意識の高揚を図る。 (4) 市の広報紙やホームページ等による啓発 広報上越や市ホームページ、エフエム上越を活用し市民啓発するとともに、人権研修の機会を捉えてリーフレットや啓発物品を配布する。</p>
	<p>3 企業への啓発活動</p>	<p>公正な採用選考に向けた研修会の実施 身元調査や就職差別をなくすことを目的に、上越公共職業安定所と連携し、管内企業の人権啓発推進員等を対象に公正な採用選考を行うための研修会を実施する。</p>
	<p>4 市職員に対する研修・学習会</p>	<p>(1) 職階や職務に応じた研修の実施 新規採用職員や所属長職員向けの人権研修を開催し、行政に携わるものとして欠くことのできない人権・同和問題の基本的知識と理解を深め、人権意識の高揚を図る。 (2) 職員フィールドワークの実施 係長級職員を対象に、社会同和教育の拠点施設で研修を行い、同和問題の現状と人権・同和行政を正しく理解し、人権意識の高揚を図る。 (3) 運動団体の研修への参加 運動団体が主催する研修会に参加し、差別の現実を知るとともに人権・同和行政の問題点を探る。 (4) 人権担当リーダー研修会への参加 部落解放・人権政策確立要求新潟県実行委員会主催の研修会に参加し、人権・同和問題を正しく理解するとともに、職員の資質向上を図る。 (5) 越佐にんげん学校への参加 新潟県人権・同和センター主催の越佐にんげん学校に参加し、人権・同和問題を正しく理解するとともに、職員の資質向上を図る。 (6) 人権・同和問題に関する庁内連携会議の開催 公文書センター、文化振興課、高田図書館、歴史博物館及び人権・同和对策室で、定期的な人権・同和問題への配慮が必要な資料の取扱いの情報共有を図る。</p>

人権都市宣言

すべての人は、生まれながらにして自由かつ平等に生きる権利を有しています。しかし、現実には、差別や虐待などで基本的人権が不当に侵される人権問題が発生しています。

私たち上越市民は、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等いかなる理由を問わず、市民一人ひとりをかけがえのない存在として尊重します。

そして、お互いに相手の立場に配慮し思いやりにあふれた、安全で安心して暮らすことのできるまちの実現に努めます。

人権条例の制定から10年が経過し、世界人権宣言60周年及び人権の尊重を基本理念の一つとした自治基本条例の制定年にあたり、あらためてすべての市民が人権尊重の理念を深く理解し、人権問題の解決のために積極的に実践することを誓い、ここに「人権都市」を宣言します。

2008(平成20)年12月18日 上越市

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例

1997(平成9)年3月27日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、法の下での平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念及び同和対策審議会の答申の精神にのっとり、同和問題の根本的かつ速やかな解決その他の人権擁護に関する基本的な事項を定めるとともにその積極的な推進を図り、もって差別のない明るい上越市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を総合的に推進することにより、市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さない社会意識の形成その他の人権擁護に係る社会的環境の醸成を促進しなければならない。

2 市は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている同和地区に関する施策の推進に当たっては、その関係住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、部落差別その他の人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 市民は、相互に人権を尊重し、国、県及び市が実施する同和問題の解決その他の人権擁護に関する施策に協力するものとする。

(被害者の救済)

第4条 市は、前条第1項に規定する行為に係る被害者を救済するため、必要な措置を講ずるものとする。

(総合計画の策定)

第5条 市は、第2条第1項の規定による施策の推進のため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上等についての総合計画を策定するものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 市は、前条の総合計画の策定及びその効果的な実施のため、必要に応じ実態調査及び意識調査を行うものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第7条 市は、市民の同和問題に関する正しい認識の確立及び人権意識の高揚を図るため、人権に関する教育を充実するとともに、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成、地域・企業内啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、この条例に基づく諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係する部局相互の連携が図られるよう体制の整備を行うものとする。

2 市は、国、県及び人権擁護関係団体等との連携を図り、施策の推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上越市同和対策等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事項)

第10条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別の撤廃その他の人権擁護に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、部落差別の撤廃その他の人権擁護に関し市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第11条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 人権擁護委員
- (2) 民生委員
- (3) 部落解放同盟上越支部の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第12条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(上越市同和対策審議会条例の廃止)

2 上越市同和対策審議会条例(昭和49年上越市条例第50号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において前項の規定による廃止前の上越市同和対策審議会条例(以下「廃止条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された委員である者は、第11条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止条例第3条第2項の規定により委嘱された委員としての期間を通算するものとする。

2021(令和3)年度 上越市学校同和教育事業報告

1 上越市学校同和教育推進協議会 () は前年度数

月日	会議等名・内容	会場	人数等
6月3日	上越市学校同和教育推進協議会 委員等委嘱、事業報告、令和3年度推進計画、 予算審議、情報交換	白山会館	22(-)
7月28日 8月4日	上越地区現地学習会	直江津・高田 地域	43(27)

2 上越市教育委員会 指導業務関係

月日	会議等名・内容	会場	人数等
2月9日	同和教育研究指定地区校成果発表研修会 令和2・3年度指定地区校の実践 成果と課題	リージョンプ ラザ上越	64(135)
2月16日	令和4年度重点説明会 4年度上越市学校教育実践上の重点について	(オンライン開 催)	91(93)
3月	学校同和教育研修資料(その41)発行	配布	全学校・園
5月～2月	授業改善支援訪問での同和教育に関する指導 部落問題学習の進め方、かかわる同和教育等	各訪問 学校・園	全学校・園

3 県同和教育研究協議会・部落解放同盟等関係

月日	会議等名・内容	会場	人数等
5月23日	第38回部落解放同盟新潟県連合会定期大会	市民プラザ	5(1)
6月2日	県同教第1回理事会・総会 2021年度事業計画等	(オンライン開 催)	3(-)
7月13日	県同教臨時理事会	長岡市立劇場	1(-)
8月21日	部落解放第66回関東女性集会	さいたま市	中止(-)
10月14日	部落解放第53回東日本研究集会	高崎市(オンラ イン開催)	11(-)
10月16日	部落解放第37回新潟県研究集会	新潟市(オンラ イン開催)	12(-)
10月10日	第2回新潟県人権保育研究集会	南魚沼市(オン ライン開催)	2(-)
11月13日 ～14日	第72回全国人権・同和教育研究大会	上越市・妙高市 報告・資料集頒 布	学校 342 行政 276
	「いのち・愛・人権」小千谷展		なし(-)
12月9日 ～10日	第28回新潟県同和教育研究大会 —全国人権・同和教育研究大会新潟県報告会—	上越市	9日 77 10日 68

月日	会議等名・内容	会場	人数等
12月9日 ～10日	第28回新潟県同和教育研究大会 －全国人権・同和教育研究大会新潟県報告会－	上越市	9日 77 10日 68
1月28日	第37回北陸人権・同和教育講座	金沢市	中止(-)
2月8日	県同教第3回事務局会 2021年度事業報告等	(オンライン開催)	1(2)
2月22日	県同教第2回理事会・総会 2021年度事業報告等	長岡市立劇場	1(2)

4 上越市内の研修会

月日	会議等名・内容	会場	人数等
5月7日 5月13日 5月18日	歴史博物館研修 全3回	上越市立 歴史博物館	32(34) 22(20) 21(22)
11月13日 ～27日	中倉茂樹氏による講演会 児童・生徒、教職員、保護者・地域住民、行政職員等を対象に講演等を開催	計19講演 児童生徒対象(16)、教職員対象(2)、行政職員対象(1)	延べ 3,500
10月6日 10月13日 11月24日	上越教育大学学校教育実践研究センター 「人権教育、同和教育セミナー」全3回	上越教育大学 学校教育実践 研究センター	147(158)
11月26日	東本町小学校同和教育研修会 公開授業、講演会	東本町小学校	118(110)

5 市内小中学校同和教育現地学習会

参加校数	小学校	49校(51校)	附属小 附属中学校を含む
	中学校	23校(22校)	

*新型コロナウイルス感染症の影響で急遽参加できなくなった学校があった。

6 上越地区3市合同 人権教育、同和教育実践報告者研修会

6月10日	第7回レポート研修会	市民プラザ 31
8月21日	第8回レポート検討会	助言者による添削指導

7 市パネル作成検討会（県同教研究集会）

8月27日	第1回パネル作成 検討会	ワークパル 9
9月～11月	第2回パネル作成 検討会	適宜、助言者による指導

2022(令和4)年度 上越市学校同和教育推進計画

1 学校同和教育の推進の基本方針

(1) 上越市学校教育実践上の重点

上越市学校教育目標の実現に向けての指針

- 上越市では、生命の尊厳や人権尊重を基盤とした、いじめや差別のない安心して学べる学校・園づくりを推進します。
- 「ふるさと上越」を教育の基盤に、自然や文化、地域の人々とかかわり合うことで豊かな学びを生み出し、郷土への愛着を深めるとともに、自分への自信を育みます。
- 「学ぶ力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた育成を図り、「自立と共生」の基盤を培うことで、生涯にわたって学び続け、責任を果たし、役割を担っていける「生きる力」を伸ばします。

令和4年度 上越市学校教育実践上の重点

〈人権教育、同和教育〉

目標 1

子どもの人権意識を高め、差別や偏見・いじめを許さない心情や態度の育成

実践内容

- 差別に憤ったり、自分事として考えたりする場面を大切にされた指導過程を工夫するなど、部落問題学習、人権教育の授業改善に取り組む。
- 参観日において部落問題学習、人権教育に関わる授業の公開やたよりの発行などを行い、保護者・地域への意識啓発を推進する。

目標 2

教職員自身が同和問題をはじめとする様々な人権課題への認識を深め、人権感覚を磨く研修の充実

実践内容

- 現地学習会や各種研修会に積極的に参加するとともに、校内研修の内容を工夫し実施する。

(2) 設定の意図

- ・「部落差別解消推進法」に則って部落差別の解消を目指し、児童生徒一人一人の豊かな人権感覚をはぐくむ教育を推進するために、教職員が同和問題に関する理解と認識を深め、鋭い人権感覚に基づく指導力を高める。
- ・「かかわる同和教育」の視点をもって臨み、差別や偏見を許さない学級づくりを基盤にして差別解消に向けた積極的な同和教育の実践を目指す。

(3) 実践の視点

- 自校の全体計画・年間指導計画の見直しと小・中学校連携による9年間を見とおした指導計画の作成・実践に努める。
- 「差別の存在に気付く」・「差別に憤る」・「差別を自分事として考える」授業づくりを目指す校内研修を推進する。
 - ・ 副読本「生きるⅠ」「生きるⅡ」「生きるⅢ」「生きるⅣ」「にんげん」等を活用した授業実践
 - ・ インターネットによる人権侵害など、社会情勢の変化等を踏まえた授業実践

○教師自ら、積極的に研修会へ参加し、「かかわる同和教育」等について学び、人権感覚を磨き、差別や偏見を見逃さない集団の育成に努める。

2 学校教育課の各校への指導

(1) 上越市学校教育実践上の「重点・実践の視点」を通しての指導

- ・令和4年度市学校教育重点説明会(2月)
- ・授業改善支援訪問での部落問題学習に関する指導(6月～R5年2月)

(2) 「同和教育研究指定地区制度」事業の推進

○中学校区を単位とする小・中学のブロックをつくり、ブロックごとに同和教育研究指定地区を設定する。期間は2年間、2年目に市の研修会で実践発表(令和5年2月9日)を行う。

○指定期間内に、次のような研究・研修を実施する。

- ・リーダー養成を主眼に、各種研究集会・研修会に積極的に参加する。
- ・ブロックごとに講演会等を実施する。
- ・現地研修会や授業研究会を実施する。
- ・「かかわる同和教育」の着実な実践を図るため、レポート研修や情報連携を適切に行う。

○指定地区

- ・17～18年度 城東中学校区(4校)、名立・潮陵中学校区(5校)
- ・18～19年度 城西中学校区(7校)、柿崎・吉川中学校区(7校)
- ・19～20年度 直江津中学校区(5校)、大潟・頸城中学校区(6校)
- ・20～21年度 牧・清里中学校区(4校)、雄志・八千浦中学校区(7校)
- ・21～22年度 大島・浦川原中学校区(6校)、直江津東中学校区(5校)
- ・22～23年度 安塚・三和中学校区(6校)、春日中学校区(3校)
- ・23～24年度 城北中学校区(4校)、板倉中学校区(5校)、中郷中学校区(2校)
- ・24～25年度 城東中学校区(4校)、潮陵中学校区(3校)、名立中学校区(2校)
- ・25～26年度 城西中学校区(7校)、柿崎・吉川中学校区(6校)
- ・26～27年度 直江津中学校区(5校)、大潟町・頸城中学校区(6校)
- ・27～28年度 牧・清里中学校区(4校)、雄志・八千浦中学校区(7校)
- ・28～29年度 大島・浦川原中学校区(4校) 直江津東中学校区(5校)
- ・29～30年度 安塚・三和中学校区(6校)、春日中学校区(3校)
- ・30～R元年度 板倉・中郷中学校区(7校)、城北中学校区(4校)
- ・R元～2年度 名立・潮陵中学校区(4校)、城東中学校区(4校)
- ・2～3年度 柿崎・吉川中学校区(6校)、城西中学校区(7校)
- ・3～4年度 直江津中学校区(4校)、大潟・頸城中学校区(6校)

(3) 市教委学校訪問での指導

○学校訪問では全体指導時に同和教育の推進について確実に指導する。

- ・参観授業の際、部落問題学習、人権教育の授業に取り組む。
- ・共同参観授業で部落問題学習、人権教育の授業を取り上げ、協議題とする。
- ・「かかわる同和教育」の視点について共通理解を図るとともに、着実な実践が展開されるよう指導する。

○部落差別の歴史や差別の実態に学ぶ研修を指導する。

- ・研修を踏まえての「現地学習会」を勧める。
- ・部落差別の発生から現在まで続く部落差別の実態に学ぶ。

(特に教職員の「差別的言動」が、学校現場で発生している現実を重く受け止める。)

○差別を見抜き、差別を許さない学級づくりを指導する。

- ・人権感覚や思いやりは友達とのかかわり、特に集団生活で養われる部分が多い。つらい思いをしている子どもや家庭と積極的にかかわり、学校での生活の基盤となる「学級づくり」を一層大切にする。
- ・子どもを見る力を磨き、児童、生徒の学級生活・学校生活の中で見られる、差別や偏見に基づく言動を見逃さず、適切な対応、指導を行う。

○「着実な実践の積み重ね」を指導の中心としていく。

- ・全体計画を具現化していく推進体制を確立し、機能させる。
- ・研修をふまえた授業の実践についてその評価を通して絶えず改善していくよう指導する。
- ・学校同和教育研修資料を活用し、積み重ねを意識した実践となるよう指導する。
- ・「かかわる同和教育」を着実に実践するため、レポート研修や情報連携を適切に行うよう指導する。
- ・学校全体の「雰囲気」は、児童・生徒を育てる大切な環境である。学校の支持的風土形成の基底が「人権尊重を大切にした学校経営」となっているか指導する。

(4) 副読本「生きる」「にんげん」及び「教職員研修の手引き」の活用

○「生きるⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」(県同和教育研究協議会)「にんげん」(解放教育研究所、明治図書)を活用する。

- ・各校へ各学年1学級人数分が配置されている。「生きるⅣ」は副読本、手引きを各校に1冊配布している。
- ・副読本等を生かした年間指導計画の改善と活用を行う。
- ・新潟県人権教育基本方針の実践のための「教職員研修の手引き」(2022年3月)を活用する。

(5) 同和教育啓発ビデオライブラリー等の活用

- ・白山会館に保管されている資料の活用を図る。

3 上越市学校同和教育推進協議会現地研修会

- ・期日 7月27日(水)・8月24日(水) 各日午前
- ・方面 未定
- ・講師 秋山 正道 様
- ・対象 推進委員及び市内教職員

4 各種同和教育研修会への参加要請

(1) 人権・同和教育啓発推進講座 越佐にんげん学校

- ・期日 7月～11月 10講座
- ・会場 リモート開催を基本
- ・参加 学校関係職員、学校教育課、社会教育課、人権・同和対策室

(2) 部落解放第54回東日本研究集会

- ・期日 7月13日(水)

- ・会場 上越市教育プラザ（リモート）
 - ・参加 学校関係職員、学校教育課、社会教育課、人権・同和対策室
- (3) 第29回新潟県同和教育研究集会
- ・期日 8月4日（木）
 - ・会場 新潟市
 - ・参加 学校関係職員、行政職員、学校教育課、社会教育課、人権・同和対策室
- (4) 部落解放第65回関東女性集会
- ・期日 9月4日（日）
 - ・会場 埼玉県さいたま市
 - ・参加 学校関係職員、学校教育課、社会教育課、人権・同和対策室
- (5) 上越教育大学 学校教育実践研究センター セミナー「同和教育、人権教育自主セミナー」
- ・期日 10月12日（水）、10月26日（水）、11月10日（木）
 - ・参加 学校関係職員、学校教育課
- (6) 第3回新潟県人権保育者集会
- ・期日 10月15日（土）
 - ・会場 上越市
 - ・参加 園・学校関係職員、学校教育課、社会教育課、人権・同和対策室
- (7) 部落解放第38回新潟県研究集会
- ・期日 10月22日（土）
 - ・会場 長岡市
 - ・参加 学校関係職員、学校教育課、社会教育課、人権・同和対策室
- (8) 東本町小学校同和教育研修会
- ・期日 11月11日（金）
 - ・参加 学校関係職員、学校教育課、社会教育課、人権・同和対策室
- (9) 第73回全国人権・同和教育研究大会（奈良大会）
- ・期日 11月26日（土）・27日（日）
 - ・会場 奈良市・生駒市・大和郡山市・橿原市
 - ・参加 学校関係職員、学校教育課、社会教育課、人権・同和対策室
- (10) 第38回北陸人権・同和教育講座
- ・期日 1月27日（金）
 - ・会場 柏崎市
 - ・参加 学校関係職員、学校教育課、社会教育課、人権・同和対策室
- (11) 上越市同和教育研究指定地区成果発表研修会
- ・期日 令和5年2月9日（木）
 - ・会場 オーレンプラザ
 - ・参加 学校関係職員、学校教育課
- (12) 「いのち・愛・人権」展
- ・期日・会場 未定
 - ・参加 学校関係職員、学校教育課、社会教育課、人権・同和対策室
- (13) 市町村人権啓発教育担当職員等研修及び新潟県人権リーダー研修会
- ・期日 年5回
 - ・会場 リモート開催など
 - ・参加 学校関係職員、学校教育課、社会教育課、人権・同和対策室

上越市の学校同和教育

上越市の学校同和教育についての考え方

- (1) 身近な人権問題についての学習を通して、人権尊重の精神を育成する。
- (2) 同和教育は、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を意図するものである。
- (3) 同和教育は、生涯学習の立場に立って系統的・段階的に進めなくてはならない。
- (4) 同和教育は、差別を許さない生活態度を育てることが基礎である。
- (5) 同和教育は、地域の現実や要請に柔軟性をもって対応することが大切である。

上越市の学校同和教育の進め方

幼稚園・保育園

【目標】

多様な生活体験を通して豊かな感性を育てるとともに、基本的な生活習慣を身に付け、望ましい人間関係をつくる子どもを育てる。

【努力事項】

- ・多様な体験活動を通して、豊かな心情や生命を尊重する心を育てる。
- ・身近な人とのかかわりを通して、人の役に立つ喜びを味わわせ、自分自身を大切に思う気持ちを育てる。
- ・子どもの生活背景に目を向け、発達課題を明確にして、心身の調和のとれた子どもを育てる。

小学校

【目標】

基礎学力の充実を図り、身の回りにある差別や偏見に気付かせるとともに、人権尊重の意識をはぐくみ、差別解消につながる意欲や態度をもった児童を育てる。

特に高学年にあっては、今も残っている同和問題について学習し、正しい理解とその不合理さに気付かせる。

【努力事項】

- ・同和問題の解消に向けて身の回りにある差別や偏見等に気付く感性を育てる。
- ・同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する理解と認識を深めながら、問題解決への意欲や態度を育てる。
- ・差別の現実から学び、被差別な状況の子どもに寄り添い、「かかわる同和教育」を推進する。

中学校

【目標】

学力の向上を図り、進路保障に努めるとともに、同和問題の正しい理解と認識を深めることを中核に、人権尊重の意識をはぐくみ、差別解消に努める生徒を育てる。

【努力事項】

- ・人を人として尊重し、共生、協力の態度や差別に負けない強い意思と実践力を育てる。
- ・人権の歴史を中心に、差別の現実とその歴史的・社会的背景についての正しい理解と認識を深め、差別解消への明るい展望をもつことができるようにする。
- ・差別の現実等を踏まえた 学力と進路保障に努め、一人一人に寄り添った「かかわる同和教育」を推進する。

高等学校

社会教育

小・中学校学年発達段階別の指導の重点

I期（小学1年～3年）	II期（小学4年～5年）	III期（小学6年）
<ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずしやいじめなど、人の嫌がることはしてはいけないことがわかるようにする。 ・誰とでも仲良くできるようにする。 ・差別された人の気持ちになって考える態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りの差別や偏見に気付かせ、その不当性を敏感にとらえられるようにする。 ・学級の全員が助け合い励まし合って、学校生活を送るようにする。 ・差別的な言動を見逃さず、真剣に問題解決に向かう態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題に対する歴史的な背景を正しく理解できるようにする。 ・一人一人を尊重し、誰とでも分け隔てなく接することができるようにする。 ・差別や偏見を見逃さず、被差別な状況に置かれた人の身になって真剣に問題の解決に当たる態度を育てる。

IV期（中学1年）	V期（中学2年）	VI期（中学3年）
<ul style="list-style-type: none"> ・自他の人権を尊重し、誰とでも公平に接し、いじめのない学校生活の大切さを学ぶとともに、差別を見抜く感性を育成する。 ・同和問題を中心とした人権課題を学ぶことを通し、部落差別問題への理解を深め、差別や偏見を許さない態度を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自他の人権を尊重し、誰とでも公平に接し、いじめのない学校生活を築き、差別や偏見に立ち向かう態度を育成する。 ・同和問題に対する正しい歴史認識を学ぶことを通し、部落差別問題への理解を深め、差別や偏見に立ち向かう実践力を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自他の人権を尊重し、誰とでも公平に接し、いじめのない学校生活を築き、差別や偏見に立ち向かう態度を育成する。 ・同和問題に起因する結婚差別や就職差別等社会に存在する身近な人権課題を学ぶことを通し、差別や偏見に立ち向かう実践力を育成する。

* 「上越市の学校同和教育」の内容については今後改定に向けて検討する。

上越市学校同和教育推進協議会要綱

1991(平成3)年4月制定
2015(平成27)年6月一部改正

- 1 本会は、上越市学校同和教育推進協議会と称し、同和対策審議会の答申の精神を体して、部落差別を無くし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研究協議を行い、上越市立幼稚園、小学校、中学校における同和教育の推進に資することを目的とする。
- 2 本会は、次の研究協議を行う。
 - (1) 研修、啓発活動推進に関する事項
 - (2) 情報の提供・交換に関する事項
 - (3) その他必要な事項
- 3 組織及び委員の任期等
 - (1) 本会は、次に掲げる委員若干名で組織する。
 - ア 学識経験者
 - イ 幼稚園代表者
 - ウ 小学校代表者
 - エ 中学校代表者
 - オ 教育委員会関係職員
 - (2) 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (3) 委員は、教育長が委嘱又は任命する。
- 4 会長及び副会長
 - (1) 協議会には、会長及び副会長をおく。
 - (2) 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
 - (3) 会長は、会務を総理し、会議のときは、議長となる。
 - (4) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会議
協議会の会議は、会長が招集する。
- 6 幹事
協議会の任務を達成するために、幹事をおくことができる。
幹事は、教育長が委嘱又は任命する。
- 7 その他
この要綱に定めるもののほか、会議の運営、その他必要な事項は、会長が定める。

上越市学校同和教育推進協議会設置の経過

【設置】

1991(平成3)年4月

【目的】

同和対策審議会答申の精神を体して、部落差別を無くし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研究協議を行い、上越市立幼稚園、小学校、中学校の同和教育推進に資することを目的とする。

【発足の背景】

1 解放同盟からの要請に応える

上越市学校同和教育の一層の推進に資する。

2 同和教育の深化、拡充を図る

東本町小学校、城北中学校の長年にわたる研究実績や同和教育研究指定校の研究実践の成果が残念ながら、広く他の学校に及んでいなかった。この反省を踏まえて成果を他校に及ぼすための組織や体制をつくっていかなければならない。

3 解放同盟関係者との協議の場を設定する。

同和教育の推進を図るためには、学校教育関係者による協議と同時に、解放同盟関係者との協議が不可欠である。これまでなかった学校、教育委員会、解放同盟の三者による計画的、定期的な協議の場が必要である。

4 教職員研修の充実を図る。

教職員を対象とした研修会は年間2~3回程度で、単一組織による研修会がほとんどである。学校・教育委員会・解放同盟の三者一体となった効率的な教職員研修会が望まれる。

5 同和問題をめぐる新しい動きに的確に対応する。

立て看板の設置、上越市史の発刊など新たな状況に的確に対応する必要がある。

【委員等の構成】

- | | |
|---------|--|
| ＜学識経験者＞ | 部落解放同盟上越支部長、同副支部長、同女性部長
前城北中学校長、前東本町小学校長、元城北中学校長、元東本町小学校長 |
| ＜幼稚園代表＞ | 高田幼稚園 |
| ＜小学校代表＞ | 小学校長会長、同副会長、上越市学校教育研究会同和教育研究部長
上越市学校教育研究会同和教育部会員 |
| ＜中学校代表＞ | 中学校長会長、同副会長、上越市学校教育研究会同和教育部会員 |
| ＜教育委員会＞ | 学校教育課長 |
| ＜幹事＞ | 小学校教諭3名、中学校教諭2名、学校教育課3名 |

2021(令和3)年度 上越市社会同和教育事業報告

1 白山会館事業

(1) 人権教育推進事業

① 小中学生学習会（毎週2回、5月～令和4年3月）

小学生（5人） 60回 延べ参加数 227人（350人）

中学生（2人） 43回 延べ参加数 125人（203人）

※ 延べ参加数の（ ）は講師を含めた人数

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・当日の検温、手指消毒、マスク着用、換気、各回終了後の清掃・消毒作業
- ・小学生学習会は、レクリエーションの時間をなくし、時間を30分短縮
- ・新潟県特別警報発令期間中の学習会の休止

② 教職員等現地学習会

年間を通して100団体(市内小中学校71校、その他の市内学校10校、市外学校13校、市内団体3団体、市外団体3団体)からの要請を受け、白山会館で差別の現実学ぶ人権・同和教育の学習会を63回開催し、1,357人が参加した。

○市内学校教職員現地学習会 81校 1,026人

小学校 48校（附属小学校を含む）

中学校 23校（附属中学校を含む）

高等学校 9校

特別支援学校 1校

○市外学校教職員現地学習会 13校 116人

小学校 7校

中学校 2校

高等学校 4校

特別支援学校 0校

○市町村行政・県行政・他団体等現地学習会 6団体 215人

（市内）上越教育事務所（2回）、上越市教育委員会（3回）、浄土真宗本願寺派国府教区

（市外）柏崎市教育委員会、新潟県高等学校教育課（3回）、県教育庁

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・各回の参加人数を35人以下に限定
- ・夏季休業中は、参加校の範囲を市内の小・中学校及び高等学校等に限定
- ・手指消毒、マスク着用、講師用アクリルボード設置、換気、各回終了後の清掃・消毒作業

③ 人権に関する図書・ビデオの設置

○設置状況

- ・図書数：528冊（うち令和3年度新規購入14冊）
- ・ビデオ、DVD数：42巻

④ その他

○すげ笠づくり講座（3回開催）

東本町小学校6年生児童を中心に、被差別部落の生業として受け継がれてきたすげ笠づくり体験と講師の講話を通して、すばらしい伝統技術を学ぶとともに差別を受けてきた地域の歴史や正しい人権意識を学ぶ。

	月日	内容	人数
第1回	7月16日	すげ刈り（小千谷市）	児童66人
第2回	1月21日	すげ笠づくり（上越市）	児童64人
第3回	1月22日	すげ笠づくり（上越市）	児童12人、保護者3人

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・当日の検温、手指消毒、マスク着等、東本町小学校と連携した対策を実施

(2) 地域交流事業

例年実施しているバスハイキングともちつき大会（令和2年度は中止）に代わるものとして、以下のとおり交流事業を実施した。

- ・事業名 お楽しみ会
- ・日時 7月11日（日）午前9時30分～11時30分
- ・会場 市民プラザ A・Bホール
- ・参加人数 59人

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・飲食を伴わない形での交流を実施
- ・検温、手指消毒、マスク着用、清掃・消毒作業

(3) 貸館事業

利用内容	回数(回)	人数(人)
市教育委員会	178	2,192
白山会館運営委員会	2	37
50周年記念事業準備委員会	3	41
その他会議等	6	40
小中学生学習会	104	554
現地学習会	63	1,520
地域交流事業（もちつき大会）	0	0
運動団体	11	141
町内会、子ども会、その他	35	139
合計	224	2,472

2 市民啓発事業

(1) 研修会の開催

① 人権を考える講話会 計 16会場 459人

市内全小学校区を3年間で講話会を実施する計画である。開催に当たり、PTA・地域青少年育成会議等、地域の組織から協力を得ている。

回	月日	学校名	人数	回	月日	学校名	人数
1	6月15日	飯小	26	10	11月9日	宝田小	20
2	7月6日	安塚小	26	11	11月17日	北諏訪小	24
3	7月16日	直江津小	46	12	11月22日	清里小	17
4	9月10日	里公小	19	13	11月24日	有田小	32
5	9月28日	高田西小	31	14	11月24日	吉川小	35
6	10月4日	国府小	26	15	11月25日	柿崎小	35
7	10月8日	南川小	20	16	12月2日	大潟町小	61
8	10月14日	上雲寺小	17	17	R4年度実施	南本町小	-
9	11月2日	大島小	24				
合 計							459

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・マスク着用、講師用のアクリルボードの設置
- ・手指消毒、換気、各回終了後の清掃・消毒作業等

② 人権を考える講話会（講師派遣事業） 要望なし

③ 同和教育研修会（11月26日、東本町小学校）

- ・授業参観
- ・講演会 講師：又野 亜希子 氏
演題：命の輝き～車イスから見える世界ってけっこうステキ～

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・マスク着用、手指消毒、換気、清掃・消毒作業等

(2) 研修会等の参加

【関係団体関係】

月日	研修・集会名	会場
5月23日	第38回部落解放同盟新潟県連合会定期大会	上越市市民プラザ
7月5日	人権担当リーダー研修会	新潟市東映ホテル
10月14日	部落解放第53回東日本研究集会	新発田市生涯学習センター
10月16日	部落解放第37回新潟県研究集会	(オンライン開催)
—	第72回全国人権・同和教育研究大会	(書面開催)
1月17日	人権・同和教育啓発推進講座（越佐にんげん学校）	(オンライン開催)
3月15日		

(3) 人権教育・啓発図書及びビデオ・DVDの貸出

○図書・ビデオの貸出状況 図書：22冊、ビデオ・DVD：1巻

2022(令和4)年度 上越市社会同和教育事業計画

1 白山会館事業

(1) 人権教育推進事業

① 小・中学生学習会

学習会の参加を通して、進路保障につながる学力の向上や仲間づくりを進め、差別に負けない子どもを育てることを目的に、毎週2回、白山会館で小・中学生を対象とした学習会を開催する。

	対象者数	曜日	時間
小学生	4人	水・金曜日	午後5時～6時30分 ※当面の間 午後5時～6時
中学生	2人	火・木曜日	午後7時～9時

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・当日の検温、手指消毒、マスク着用、換気、各回終了後の清掃・消毒作業
- ・小学生学習会は、レクリレーションの時間をなくし、時間を30分短縮

② 学校教職員等現地学習会

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権教育における指導者としての資質向上を図ることを目的に、現地学習会を実施する。(講師は部落解放同盟上越支部より派遣)

- 市内学校教職員等現地学習会
- 市外学校教職員等現地学習会
- 市町村行政・県行政・他団体等現地学習会

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・各回の参加人数を35人以下に限定
- ・夏季休業中は、参加校の範囲を市内の小中学校及び高等学校等に限定
- ・手指消毒、マスク着用、講師用アクリルボード設置、換気、各回終了後の清掃・消毒作業

③ 人権に関する図書、ビデオ・DVDの設置

人権に関する図書、資料等を購入し、白山会館所蔵図書の充実を図る。

④ その他

すげ笠づくり講座：年3回開催

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・当日の検温、手指消毒、マスク着用等、東本町小学校と連携し、対策を行う。

(2) 白山会館開館50周年記念事業

同和問題の早期解消を目的に、昭和47年に開設された「上越市白山会館」が50周年を迎える。この白山会館を拠点として、運動団体はもとより、地域、行政、学校関係者が取り組んできた歩みを検証するとともに、いまだ解決をみない同和問題の早期解消に向けて、決意を新たにす契機とするため、開館50周年記念事業を実施する。

開催日：11月13日（日）午前10時～正午

会場：市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ ホール

内容：①記念式典・記念講演会の実施

②記念誌配付

③白山会館への年表パネルの作成

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・当日の検温、手指消毒、マスク着用、換気、清掃・消毒作業
- ・記念祝宴は実施せず、祝宴に代わるものとして、記念品の配布等を行う。

(3) 地域交流事業

交流事業を行い、地域住民と行政等の交流を積極的に図る。感染対策を講じながら、飲食を伴わない形でのレクリエーションを実施する。

○お楽しみ会（市民プラザ） 7月3日（日）

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・飲食を伴わない形での交流を実施
- ・検温、手指消毒、マスク着用、清掃・消毒作業

(4) 貸館事業

白山会館の利用の拡大を図る。

○町内会、子ども会など

○行政、教育機関、企業、人権諸団体関係者など

2 市民啓発事業

(1) 研修会等の開催

① 人権を考える講話会

3年間で市内全小学校区を巡回する計画で講話会を開催している。学校、PTA・町内関係者、地域青少年育成会議等、地域の組織の協力を得て開催している。本年度は17小学校で実施する。

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・マスク着用、講師用アクリルボード設置
- ・手指消毒、換気、各回終了後の清掃・消毒作業等、開催校と連携し、対策を行う。

② 講師派遣事業

各機関、団体からの要請に応じ、当課社会教育指導員を講師として派遣し、人権問題に関する研修会を実施する。

<新型コロナウイルス感染症対策等>

- ・マスク着用、講師用アクリルボード設置
- ・手指消毒、換気、各回終了後の清掃・消毒作業等、開催校と連携し、対策を行う。

③ 同和教育研修会

11月11日(金)に東本町小学校で行われる同和問題に関する研修会を支援する。(授業参観、講演会)

<新型コロナウイルス感染症対策等>

・マスク着用、手指消毒、換気、清掃・消毒作業等

(2) 研修会等への参加

各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の資質向上を図り、その成果を社会同和教育行政の推進に役立て、市民啓発にあたる。

(3) 人権教育・啓発図書及びビデオ・DVDの貸出・周知

人権に関する図書やビデオ・DVDについて、市民、学校教育・社会教育関係者へ無料で貸し出し、研修会や学習に活用し、広く人権意識の高揚を図る。

上越市ホームページ、現地学習会での紹介を通じ周知に努める。

人権・同和教育関係資料貸出について

1 貸出品目と所蔵場所

人権・同和教育関係図書 上越市白山会館、上越市教育委員会社会教育課 所蔵

人権・同和教育関係ビデオ・DVD 上越市教育委員会社会教育課 所蔵

※ 上越市白山会館・社会教育課に資料目録を設置。

2 貸出対象

学校教育・社会教育関係者、市民

3 貸出期間

原則として2週間以内（延長の場合は当課と協議）

4 貸出方法

下記の申込先へ電話、FAXまたはメールで申し込んでください。

- ① FAX・メールの場合は希望図書・ビデオ・DVD名、住所、氏名、電話番号、希望貸出期間を明記してください。

《申し込み先》

上越市教育委員会 社会教育課

TEL：025-545-9245（内線1261）

FAX：025-545-9272

メール：jinken@city.joetsu.lg.jp

- ② 希望する図書やビデオの利用状況を確認し、申込者に連絡をします。貸出の手続き（搬送方法、返却方法、返却予定日など）を確認し、貸し出します。

- ③ 貸出点数は1回につき図書、ビデオ・DVDを合わせて5点以内とします。

5 その他

部落解放同盟発行の解放新聞も閲覧可能です。

拉致で引き裂かれた家族の運命を描く。

めぐみへの誓い

-The Pledge to Megumi-

THANK YOU

映画「めぐみへの誓い」はクラウドファンディングをはじめ総勢 4608人(2020年8月21日現在)の支援を受けて完成しました。

支援者は
今も増え続けています。

自分を殺しても、きっと生きて帰る。

親子が会えることが奇跡になってはいけない。

映画「めぐみへの誓い」上映会のご案内

あきらめたら
娘が死んだことにされてしまう。

- | | |
|----------|---|
| 【開催日】 | 令和4(2022)年12月24日(土曜日) |
| 【上映時間】 | 午前10時~正午 |
| 【会場】 | 直江津学びの交流館(イベントホール) |
| 【入場】 | 無料 |
| 【定員】 | 70人(先着) |
| 【申込期限】 | 12月16日(金曜日)まで |
| 【申込方法】 | ファックスで申込(名前、住所、電話番号を明記) |
| 【申込・問合せ】 | 上越市自治・市民環境部 人権・同和対策室
〒943-8601 上越市木田1-1-3
電話 025-520-5683
ファックス 025-520-5853 |

主催：上越市、新潟県、北朝鮮による拉致問題に関する新潟県市町村長の会



私
たち
一
人
ひ
と
り
で
す。
こ
の
物
語
の
結
末
を
作
る
の
は

愛する家族に会えなくなるような悲劇は決してあってはなりません。
まして外国の手によって家族が引き裂かれるような犯罪は、
絶対に許すことはできません。

13歳でいきなり拉致され家族と引き離され、
それまで全く知らなかった国で今も懸命に生きる横田めぐみさん。
愛する娘の生存を信じて、救出運動に邁進し続ける滋さん、早紀江さんご夫婦。
二人の幼子を日本に残したまま連れ去られた、当時22歳の若い母親田口八重子さん。

そして映画でも触れていますが、
警察が拉致の疑いが排除できないとする所謂特定失踪者の数は、何と883名にも上ります。

この許されざる事件の真相と、運命に雄々しく立ち向かう人たちの勇気と愛の物語を紡ぎました。
事件に巻き込まれた全ての人々が、再び抱き合い幸せな日々を取り戻す日のために。



綿密な取材に基づいたリアルな描写に涙する。不屈の家族愛の感動作がここに完成しました！

監督・脚本 野伏 翔

菜月 原田大二郎 石村とも子 大鶴義丹 小松政夫 仁支川絳子 坂上梨々愛 安座間美優 小林麗菜
企画:野伏翔 上島嘉郎 佐々木俊夫 総合プロデューサー:松村謙裕 原作:野伏翔 拉致問題監修:荒木和博 助監督:平波亘 撮影:神野善晃 美術監修:安宅紀史
照明:斉藤徹 音楽:許平和 許真弓 録音:岡部聡 ヘアメイク:榎本愛子 キャスティング:水嶋晶 製作:映画めぐみへの誓い製作委員会 配給:株式会社アティカス